

# 令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(8))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け: - 5 - (2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー犯罪<sup>1)</sup>に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。</li> <li>犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。</li> <li>国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,142,750	3,722,787	3,775,189	3,682,133
		補正予算(b)	565,069	426,249	536,310	-
		繰越し等(c)	222,131	175,399	95,691	
		合計(a+b+c)	3,485,688	4,324,435	4,215,808	
執行額(千円)	3,318,837	3,911,059	4,058,642			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号) <sup>2)</sup> 第19条 第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) <sup>3)</sup> V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) <sup>4)</sup> -1-(2)- 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

令和3年度予算は、予算の一部が内閣官房及びデジタル庁に計上されているところ、当該予算(1,420,902千円)を含んだ額。

測定指標	令和2年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。	おおむね達成

### 施策の進捗状況(実績)

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修(中級編)<sup>5)</sup>を実施した。

同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレン

ジック機器を使用した実習，警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに，パソコン，スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに，電磁的記録に係る証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ，デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として，デジタルフォレンジック研修（中級編）修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）<sup>6</sup>を実施した。

同研修では，電磁的記録証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため，パソコン，スマートフォン等の証拠保全，データ解析等の実習等を実施した。

なお，令和2年度は，新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大の影響を受け，感染リスクを低減する目的から，研修員数を減らした上で実施し，中級編については，令和元年度の約半数，上級編については，令和元年度の約75パーセントの研修員数とした。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 デジタルフォレンジック研修 <sup>7</sup> 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	100.0 (60/60)	100.0 (60/60)	-	-	-
2 デジタルフォレンジック研修 <sup>8</sup> （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	98.0 (49/50)	100.0 (50/50)	-	-	-
3 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)	100.0 (29/29)
4 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)	100.0 (12/12)

測定指標	令和2年度目標	達成
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％）	90以上	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で，被害者支援担当者（被害者支援員<sup>9</sup>）及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では，法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明，臨床心理士による犯罪被害

者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	93.6 （73/78）	88.5 （69/78）	94.9 （75/79）	96.9 （63/65）	89.2 （58/65）

測定指標	令和2年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施するとともに、検察広報用DVDを作成した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を行った。

なお、令和2年度は、コロナの感染拡大の影響を受け、参集型の広報活動を自粛せざるを得なかったところ、代替的手段としてオンラインによる配信講義や動画を制作して配信するなどの広報活動を行った。

また、地域の感染状況に応じて、十分な感染防止対策を講じた上で参集型の広報活動を実施するなど、適時適切な方法で積極的に広報活動を実施した。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,121	1,104	1,231	1,105	252

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり
	<p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2, 3について、いずれも目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
施策の分析	

評価結果 (測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

令和2年9月14日から同月18日までの5日間及び同年10月12日から同月16日までの5日間、東京及び大阪の2か所において、地方検察庁の検察事務官合計29名を対象としてデジタルフォレンジック研修(中級編)を実施し、令和2年11月30日から同年12月4日の5日間、東京において、地方検察庁の検察事務官12名を対象としてデジタルフォレンジック研修(上級編)を実施した(別紙1-1参照)。令和2年12月14日から同月18日までの間も同研修を大阪において実施予定(参加予定者14人)であったが、コロナの感染拡大の影響を受け中止した。

デジタルフォレンジック研修(中級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修(上級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力の養成を目的として、解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施した結果、41名全員(デジタルフォレンジック研修(中級編)29名、デジタルフォレンジック研修(上級編)12名)から回答を得ることができ、デジタルフォレンジック研修(中級編)の全研修員から「概要について理解した」又は「実務に従事できる程度の理解を得た」、デジタルフォレンジック研修(上級編)の全研修員から「更に理解を深められた」又は「これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた」との回答を得た(別紙1-2参照)。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 2】

令和2年12月2日から同月4日及び7日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者65名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した(別紙2-1参照)。

令和2年度は、コロナの感染リスクを低減する目的から、テレビ会議システムを用いたりリモート方式により実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援の取組に関する説明等がなされた。

なお、令和2年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を受けて、性犯罪被害者に対する支援を強化していく必要があるところ、同研修においても、性犯罪被害者の支援や関係機関との連携に知見を有する専門家の講義を取り入れるなど、カリキュラムの見直しを行った。

そのほか、令和元年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、研修員を3班に分けてフリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、65名全員から回答を得た(別紙2-2及び2-3参照)。その結果、研修全般の内容については、58名(89.2パーセント)が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「犯罪被害者等に関する立法の経緯を改めて知ること、制度を理解した上で被害者に対応すること

ができ、被害者に対応する際の心構えが改まると感じた。」、「被害者支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に必要不可欠な知識、技能を習得する良い機会であった。」、「専門家による性犯罪をはじめとする犯罪被害者の心理状態等について、具体的事例を挙げての講義は貴重で、被害者支援員をはじめとする関係者において必須の情報共有ができたと思う。」、「各庁の事例に接することができ、貴重な意見を聞くことができたし、同じ課題もあることも感じられ、今後の支援の在り方について再考することができた。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

#### 【測定指標 3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙 3 - 1 参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。さらに、検察活動の意義や役割等について盛り込んだ検察広報用 DVD を作成した。平成 23 年度から実施されている現行学習指導要領及び令和 2 年度から順次実施されている新学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、令和 2 年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を実施するとともに、前記 DVD に、一般向け及び小・中学生向けの動画をそれぞれ収録し、幅広い年齢層に対応させ、広報活動の一層の充実化を図った。

これらの広報活動の実施回数は 252 回であり、活動への参加人数は合計 8,938 人であった（別紙 3 - 2 参照）。実施回数は昨年度より大幅に減少しているが、これは、コロナの感染拡大による影響を受けたものであり、代替的手段による広報活動の実施等（上記の広報活動の実施回数 252 回のうち、オンラインによる広報活動は 20 回である。）、コロナ禍においても適時適切な方法により可能な限り広報活動の実施に努めた結果、昨年度の約 23 パーセントの実施水準を維持することができた。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、主に学生、生徒を対象とした出前教室及び移動教室は、実施回数 139 回、参加人数は 5,732 人であった。さらに、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が 46 回、参加人数は 1,189 人と、コロナ禍という事情を考慮すると、一定数の広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

#### 【測定指標 1, 2, 3 関係】

達成手段 「各種犯罪への対応」において実施しているデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。とりわけ、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和 2 年度行政事業レビューにおいて、「事業計画の見直しを行い、経費の削減を図る

べきである。」との指摘を受けたところ，物品の購入計画の変更等を行うことにより，本施策にかか  
る令和3年度予算概算要求額を前年度比約2,500万円削減し，効率的な施策の実施に努めている。

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう，現在の目標を維持し，引き続き，  
各取組を推進していく。

##### 【測定指標1】

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上，犯罪形態も複雑・巧妙化し，かつ，多様化しつつある状況  
であるため，より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタ  
ルフォレンジック研修（上級編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する  
職員の捜査能力の向上を目的として，アンケート結果を踏まえ，カリキュラム等につき必要な変更や  
工夫等を講じながら，引き続き上記各研修を実施していく。

##### 【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は，全国で均質である必要があり，また，被害者の心情  
等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって，被害者支援担当者を対象とした中  
央研修については，アンケート結果を踏まえて，カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じな  
がら，引き続き同研修を実施していく。

##### 【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正，迅速な検察活動を行うためには，検察の使命や検察活動の機  
能・役割に関する広報活動が重要であり，引き続き，国民から寄せられる意見・感想を反映し，コ  
ロナによる影響を踏まえ，オンラインでの広報を実施するなどして，広報活動の充実を図るほか，  
学校教育や市民教育等において，幅広い層の国民に対して，法教育の趣旨を取り入れた広報活動  
を行うなど，多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有  
する者の知見  
の活用

##### 1 実施時期

令和3年7月15日

##### 2 実施方法

会議

##### 3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基  
本政策 関係番号2，3及び4のとおり。

「次期目標等への反映の方向性」の「測定指標3」において，コロナに関する記  
載をしないのは，政策の中で整合性が取れないのではないかと。政策間の評価の整合  
性を取った方が良いのではないかと。

〔反映内容〕

研修の目標に応じたカリキュラムの工夫，改善等に取り組んでまいりたい。

また，効果的な広報活動について，コロナの感染拡大状況を見据えた上で，今後と  
も検討したい（「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標3】にオンラインで  
の広報の実施に係る記載を追記）。

政策評価を行  
う過程におい

評価の過程で使用したアンケート調査等

デジタルフォレンジック研修 ，デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編），

て使用した資料その他の情報	デジタルフォレンジック研修（中級編）、デジタルフォレンジック研修（上級編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 検察庁における司法修習の実施について、修習教材の印刷部数の見直し等を行い、経費の縮減を図った。 また、各種犯罪への対応については、光熱水料について、執行実績を踏まえた見直しを行ったほか、物品の購入数量の見直し等を行い、経費の縮減を図った。
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

\*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

\*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

\*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V - 第2 - 3 - (1) - オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

\*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 - (2) - 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)<sup>10</sup>等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

\*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修」及び「デジタルフォレンジック研修（スマー

トフォン編)」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

\*6 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン，スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに，電磁的記録に係る証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については，\*5「デジタルフォレンジック（中級編）」のとおり。

\*7 「デジタルフォレンジック研修 」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより，捜査能力を向上させることを目的として，平成24年度から実施し，研修体系の整理に伴い，平成27年度から，名称を「デジタルフォレンジック研修 」と変更し，対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

なお，ここでいう「デジタルフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い，法的に利用する技術や手法のことをいう。

\*8 「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，検察事務官を対象に平成26年度から実施し，平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが，研修体系の整理に伴い，平成27年度から「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」と名称変更し，平成29年度まで実施した。

\*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され，犯罪被害者からの様々な相談への対応，法廷への案内・付添い，事件記録の閲覧，証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか，被害者の状況に応じて，精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

\*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは，無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが，中継ノード上にログを残す機能がない，出口以外の通信路が暗号化される，一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により，発信者の特定は困難になっている。



【東京】R2DF研修(中級編) 日程表

9月14～18日(東京)

9/14 (月)	時限	10:45～11:00	11:00～13:00	14:00～15:20	15:30～16:50	17:00～19:15	
	内容	研修目的・スケジュール説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」	講義「捜査・公判におけるDFの意義」	講義「特捜部におけるDF」	講義「押収時の留意事項」	
	担当	DFセンター		東京地検検事	東京地検特捜部DF班	DFセンター	
	場所	最高検大会議室					
9/15 (火)	A班 (5名)	時限	10:30～19:15				
		内容	コンピュータ解析実習				
		担当	委託業者				
		場所	委託業者が指定する場所				
	B班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～16:50	17:00～18:00	18:15～19:15	
		内容	保全実習 I	保全実習 II	保全実習 III	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1534号室				
	C班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～15:00	15:10～18:00	18:15～19:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	スマートフォン保全・解析実習 II	スマートフォン保全・解析実習 III	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1406号室				
9/16 (水)	A班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～15:00	15:10～18:00	18:15～19:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	スマートフォン保全・解析実習 II	スマートフォン保全・解析実習 III	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1406号室				
	B班 (5名)	時限	10:30～19:15				
		内容	コンピュータ解析実習				
		担当	委託業者				
		場所	委託業者が指定する場所				
	C班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～16:50	17:00～18:00	18:15～19:15	
		内容	保全実習 I	保全実習 II	保全実習 III	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1534号室				
9/17 (木)	A班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～16:50	17:00～18:00	18:15～19:15	
		内容	保全実習 I	保全実習 II	保全実習 III	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1534号室				
	B班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～15:00	15:10～18:00	18:15～19:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	スマートフォン保全・解析実習 II	スマートフォン保全・解析実習 III	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1406号室				
	C班 (5名)	時限	10:30～19:15				
		内容	コンピュータ解析実習				
		担当	委託業者				
		場所	委託業者が指定する場所				
9/18 (金)	時限	10:30～12:00	13:00～14:30	14:40～16:00			
	内容	講義「警察におけるDF」	講義「検察官から見たDF実務」	質疑応答又は理解度チェック			
	担当	警視庁捜査分析支援センター	東京地検検事	DFセンター			
	場所	最高検大会議室					

【大阪】R2DF研修(中級編) 日程表

10月12~16日(大阪)

10/12 (月)	時限	9:45~10:00	10:00~12:00		13:00~14:20		14:30~15:50		16:00~18:15	
	内容	研修目的・スケジュール説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」	昼休み	講義「捜査・公判におけるDFの意義」	休憩	講義「検察官から見たDF実務」	休憩	講義「押収時の留意事項」	
	担当		DFセンター		東京地検検事		大阪地検検事		DFセンター	
	場所	大阪:4階教室 0406号室								
10/13 (火)	A班 (5名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	大阪:4階教室 0406号室							
	B班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~15:50		16:00~17:00		17:15~18:15	
		内容	保全実習 I	昼休み	保全実習 II	休憩	保全実習 III	休憩	保全演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階ゼミナール室2 0405号室							
	C班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~14:00		14:10~17:00		17:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	昼休み	スマートフォン保全・解析実習 II	休憩	スマートフォン保全・解析実習 III	休憩	スマートフォン解析演習	
担当		DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター		
場所		大阪:4階DF研修室								
10/14 (水)	A班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~14:00		14:10~17:00		17:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	昼休み	スマートフォン保全・解析実習 II	休憩	スマートフォン保全・解析実習 III	休憩	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階DF研修室							
	B班 (5名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	大阪:4階教室 0406号室							
	C班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~15:50		16:00~17:00		17:15~18:15	
		内容	保全実習 I	昼休み	保全実習 II	休憩	保全実習 III	休憩	保全演習	
担当		DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター		
場所		大阪:4階ゼミナール室2 0405号室								
10/15 (木)	A班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~15:50		16:00~17:00		17:15~18:15	
		内容	保全実習 I	昼休み	保全実習 II	休憩	保全実習 III	休憩	保全演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階ゼミナール室2 0405号室							
	B班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~14:00		14:10~17:00		17:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	昼休み	スマートフォン保全・解析実習 II	休憩	スマートフォン保全・解析実習 III	休憩	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階DF研修室							
	C班 (5名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
担当		委託業者								
場所		大阪:4階教室 0406号室								
10/16 (金)	時限	9:30~11:00	11:10~12:40	昼休み	13:40~15:00					
	内容	講義「警察におけるDF」	講義「特捜部におけるDF」		質疑応答又は理解度チェック					
	担当	大阪府警サイバー犯罪対策課	大阪地検特捜部DF担当		DFセンター					
	場所	大阪:4階教室 0406号室								

R2DF研修(上級編) 日程表(東京開催)

東京: 令和2年11月30日~12月4日

11/30 (月)	時限	10:40~10:55	11:00~13:00	昼 休 み	14:00~15:00	15:10~16:30	休 憩	16:45~19:15	
	内容	研修目的・ スケジュール説明等	講義「警察における DF」		講義「DF捜査におけ る法律的問題点」	講義「サイバー犯罪 に関する最新の知見 の共有」		押収(上級) I	
	担当	DFセンター	警察庁情報技術解析課	刑事局付	千葉地検検事	DFセンター			
	場所	最高検大会議室							
12/1 (火)	A班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	押収(上級) II			保全(上級) I			保全(上級) II
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1534号室						
	B班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I			スマートフォン保全・解析(上級) II			スマートフォン保全・解析(上級) III
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1406号室						
12/2 (水)	A班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I			スマートフォン保全・解析(上級) II			スマートフォン保全・解析(上級) III
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1406号室						
	B班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	押収(上級) II			保全(上級) I			保全(上級) II
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1534号室						
12/3 (木)	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15	
	内容	コンピュータ解析(上級) I			コンピュータ解析(上級) II			コンピュータ解析(上級) III	
	担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター			
	場所	最高検大会議室							
12/4 (金)	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~15:30		休 憩		
	内容	コンピュータ解析(上級) IV			質疑応答 意見交換				
	担当	DFセンター		DFセンター					
	場所	最高検大会議室							

## ○取組内容①2

デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	令和元年度	令和2年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	60	29
参加人数	60	29

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

## &lt;アンケート回答内容&gt;

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	13	44.8
②概要について理解した	16	55.1
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

## ○取組内容①3

デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	令和元年度	令和2年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	16	12
参加人数	16	12

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

## &lt;アンケート回答内容&gt;

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた	1	8.3
②更に理解を深められた	11	91.7
③あまり理解を深められなかった	0	0.0
④その他の意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

## 被害者支援担当者中央研修日程

令和2年12月2日(水)	
時 間	実 施 内 容
13:00	事務連絡
13:10 ~ 13:25	開始式
13:30 ~ 14:30	講義①(犯罪被害者の心情に配慮した支援について) 臨床心理士
14:30 ~ 14:40	休 憩
14:40 ~ 15:10	刑事局説明 刑事局付
15:10 ~ 15:40	最高検察庁説明 検事
15:40 ~ 15:50	休 憩
15:50 ~ 16:50	講 義②(関係機関と連携した被害者支援について) 専門家
16:50 ~ 17:00	事務連絡等

## 被害者支援担当者中央研修日程

令和2年12月3日(木)	
時 間	実 施 内 容
14:55	事務連絡
15:00 ~ 16:30	フリーディスカッション(20庁程度)
令和2年12月4日(金)	
時 間	実 施 内 容
9:55	事務連絡
10:00 ~ 11:30	フリーディスカッション(20庁程度)

令和2年12月7日(月)	
時 間	実 施 内 容
14:55	事務連絡
15:00 ~ 16:30	フリーディスカッション(20庁程度)

## ○取組内容②

## 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有意義とする回答の割合	95.0%	94.9%	93.6%	88.5%	94.9%	96.9%	89.2%
有意義とする回答数	76	75	73	69	75	63	58
参加人数	80	79	78	78	79	65	65

## &lt;アンケート回答内容&gt;

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	58	89.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援業務の在り方，関係法令の改正に伴う留意事項等被害者対応時に必要不可欠な知識，技能を習得する良い機会であった。</li> <li>・専門家による性犯罪をはじめとする犯罪被害者の心理状態等について具体的事例を挙げての講義は貴重で，被害者支援員をはじめとする関係者において必須の情報共有ができたと思う。</li> <li>・各庁の事例に接することができ，貴重な意見を聞くことができたし，同じ課題もあることも感じられ，今後の支援の在り方について再考することができた。</li> </ul>
どちらとも言えない	7	10.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前，集合により研修を受けたことがあり，内容は以前とほぼ同じであり，何度も研修を受ける必要はないと思います。</li> <li>・外部講師の講義は，内容自体は参考となる事項は多くありましたが，東京に特化したものであり，地方でも同様の支援が可能かという点については疑問が残りました。</li> </ul>
有意義でない	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については，小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。



## 令和2年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 65人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
実施方法(12月2日)	集合が良い	14	21.5%
	テレビ会議システムで差支えない	51	78.5%
	無回答	0	0.0%
研修時間	長い	1	1.5%
	適当	62	95.4%
	短い	2	3.1%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	58	89.2%
	どちらとも言えない	7	10.8%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <p>被害者支援に関し、支援員への最新の知識・情報を得る機会であり、それを元に、より一層充実した被害者支援業務を行えることとなる。</p> <p>改めて被害者支援制度等にかかる整理を行うことができた。 また、外部支援機関の講義では、被害者対応については教材として、またその活動内容については支援のつなぎ先の情報として、大変有意義なものであった。</p> <p>犯罪被害者等に関する立法の経緯を改めて知ること、制度を理解した上で被害者に対応することができ、被害者に対応する際の心構えが改まると感じた。</p> <p>各庁の実際の支援状況を具体的に知ることができ有意義である。より多数の発言者がいた方が良いと思う。</p> <p>被害者支援に携わる者として、支援業務の能力向上につながった。</p> <p>本年4月から被害者支援員として勤務しているが、被害者支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に必要不可欠な知識、技能を習得する良い機会であった。</p> <p>被害者支援に関する講義を拝聴する機会が多くなく、情報を得る機会が少ないので、有意義であると思料します。</p> <p>実体験に基づく講話を聞くことができ、大変有意義であった。</p> <p>関係法令の再確認や被害者対応に関する配慮などについて基本を学ぶことができた。また、各庁の取組状況などを知ることができ参考となった。</p> <p>全国の被害者支援員の方が、年に1回集まり情報交換をすることに意味があると思う。</p> <p>体系的な被害者支援活動の知識が習得できました。</p>		

専門家による性犯罪をはじめとする犯罪被害者の心理状態等について、具体的事例を挙げての講義は貴重で、被害者支援員をはじめとする関係者において必須の情報共有ができたと思います。

他庁・外部機関における被害者支援の実情及び刑事局・最高検の取組状況等を共有する機会があることは、有意義であり重要であると思料する。

現在は弁護士である検察OBの方と連携して、被害者等が法律相談を希望した場合には、その希望を取り次ぐというシステムは、他庁でも参考になる。検察OBの方に拘らず、地元の弁護士会と打ち合わせていけば同様のシステムは構築できるように思われる。

けいせいマガジン等により、有益な情報は定期的に発信していただいておりますが、日頃から被害者支援に携わっている方の生の声を聴くことや、他庁における取組や苦労の実情を広く知る機会は多くないので、年1回程度、この内容で開催することは有益であると思料します。

規程等を再確認すること、他庁の体制や取組を知ること、心理学的・精神医学的知見に触れることは、被害者支援に有益であるため。

検察庁単独では犯罪被害者の支援は限界があることを再認識し、将来にわたって警察・児相・民間団体等の更なる連携強化の必要性を痛感した。

各庁の事例に接することができ、貴重な意見を聞くことができたし、同じ課題もあることも感じられ、今後の支援の在り方について再考することができた。

各庁の実情やご苦労が分かって良かったです。組織体制や人員の関係で全国統一的な支援方法の実施は困難と思われませんが、懸案事項によっては、その大小はあっても全国的な問題となっているものもあり、特に同規模庁における様々な支援内容(方法)は参考になりました。

#### (「どちらとも言えない」回答)

日常業務のほとんどは、比較的軽微な傷害事件、交通事故の被害者等の対応であるのでそれらの業務に直接プラスとなるとは言えない。

初心者向けの内容を含む必要があると思われるが、より実務に添った内容が望まれた。

以前、集合により研修を受けたことがあり、内容は以前とほぼ同じであり、何度も研修を受ける必要はないと思います。

外部講師の講義は、内容自体は参考となる事項は多くありましたが、東京に特化したものであり、地方でも同様の支援が可能かという点については疑問が残りました。

今後の被害者支援活動に活用できること

目に見える形というよりも、よりきめ細かで被害者に配慮した支援業務が行えると思料する。

被害者支援には正解・不正解はなく、また被害者により対応も異なることから、皆、手探り状態で行っているのが現状であり、その仲間との情報共有は心強いものである。このような機会は必要であり、また他庁での事例を庁内に持ち帰り、共有し、今後の支援業務にいかしていきたい。

フリーディスカッションにおいて、他地検の被害者対応、執務の工夫等についての説明を聞くことができたことは有意義でした。私は3班でしたが、特に、過去の相談歴に関するデータ作成、被害者に代わり公判傍聴をして通知すること、被害者に対する説明用ツールの作成など参考となりました。

捜査機関における、被害者が二次被害を起さないための配慮の重要性。

講義内容は、捜査公判部門に多く関連しており、同部門との連携に活用できるのではと考える。

他の機関との連携について、当庁ももっと積極的に連携を強化するなどして活動する必要性を感じました。

犯罪被害者の心情を深く知ることにより、更に配慮するなど今後の被害者支援活動に活用したい。

フリーディスカッションにおいて、関係機関との連携に関し、被害者の要望を弁護士会に取り次ぐという支援を始めているとの説明が数庁からあるなど、検察庁としての支援の可能性について参考になることが数多くあった。

臨床心理士の講義は、具体的で分かりやすかった。今後、被害者対応時の心構え、かけていい言葉、NGな言葉など参考になると思います。被害者支援に関する各種制度・施策が一覧になっているので、今後、根拠等が必要なときに参考にさせていただきます。

担当者として大切なのは「被害者らの心情に配慮すること」だと改めて認識させられました。普段から相手との会話では十分気を付けて話しているつもりですが、何気ない一言が相手を傷つけてしまう、そんな言葉遣いの難しさを痛感しました。今後一層、気を引き締め、被害者らの気持ちに十分配慮した対応をしなければいけないと感じました。

被害者の方と接するに当たって、二次被害を避けるための対応の仕方。

相談者との対応については一律的な対応ではなく、それぞれの心理状態・相談内容に応じ臨機応変に接するはもとより、相手の相談内容をよく聞くように努めるようにしたい。

犯罪被害者に関する法律等については、関係法令が多い上、最初に制定された平成12年からかなりの年数が経過しているため、今一度、内容を整理した上で更なる理解を深め、支援に活用していきたいと思います。

主な感想

犯罪被害者等の権利拡大のための法令改正、運用上の留意事項等について説明を受け、また、被害者等対応の在り方などに関する具体的事例紹介などにより、被害者等支援の重要性について認識を新たにしました。

他地検の事例紹介を受けて、今までの対応について、修正、または、検討すべき点があることが分かり、有意義な研修でした。

部制庁又は同規模庁の実情や犯罪被害者の心情など勉強になった。

本研修に参加することで、制度の確認や事務の見直しをする機会にもなりますし、また新たな気付きもありますので有用だと思います。

犯罪被害者等の時の経過と共に変化してゆく心情等について理解することの重要性を再認識させられた。被害者支援員として被害者等との初対応時、初めに被害に遭われた日時を確認しておりますが、被害後の時の経過を踏まえた被害者等の心情等に寄り添った支援(捜査)が必要であると痛感した。

全体の日程がつまっていた上、一つ一つの講義も枠一杯で行われたため実質的に質疑応答の時間がほとんどなく、質疑を控えた研修員もいたのではないかと。もう少し余裕のある日程を設定し、質疑が出にくい場合には講師又は進行役から研修員を指名することも検討していただければもっと有意義な研修になると思う。

困難な対応事例やヒヤリハットの事例がないように感じます。そうした事例を想定した建設的なディスカッションがあってもいいと思われれます。

他庁における被害者対応や他機関との連携等について意見交換ができ、有意義な研修でした。



Public  
Prosecutors  
Office

別紙 3 - 1

# Public Prosecutors Office

# 検察庁

真実を見つめ  
社会正義の実現のために  
犯罪に立ち向かう



検察の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動を進めていくことにあります。

犯罪は、これに巻き込まれた人々を不幸にするばかりではなく、社会全体に対して、不安を巻き起こすものでありますから、検察は、国民の安全安心な生活を守るために、その使命を十分に果たしていかなければなりません。また、このような検察の活動を通して、社会正義が実現され、市民生活や経済取引の基盤となる法秩序が守られることになると考えています。

検察は、常に厳正公平・不偏不党の立場にたって、これら検察の重要な使命が果たされるように、これまでも努めてまいりましたが、これからもより一層努力していかなければならないと思います。

他方で、我々を取り巻く社会は、急速に変化しています。科学技術の進歩により、生活の利便性が向上する一方で、人と人とのつながりが希薄になっているとの指摘がなされています。ボーダレス化も急速に進展し、経済取引が瞬時に国境を越えることは珍しくありません。国境をまたいだ人の移動もきわめて頻繁になっています。

このような社会の変化は、刑事事件にも大きな影響を与えています。発生する事件が多様化していくとともに、捜査・公判の手法も変わってきており、今後も変化していくものと予測されます。

検察は、これらの大きな社会の変化に的確に対応しつつ、安全安心な生活を求める国民の期待に応えなければなりません。また、犯罪被害者の心情に十分配慮していかなければなりませんし、加害者に対しては、その再犯防止や社会復帰の促進に貢献できるような検討も必要です。

検察は、職員一丸となって、これらの大きな課題に対して、熱意をもって取り組んでまいります。

検事総長 稲田 伸夫

# Contents

## 目次

検察庁の組織	1
地方検察庁の機構	2
検察庁の職員	3
全国の検察庁で処理した事件（平成 29 年）	3
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	4
検察庁における再犯防止等に関する取組	9
検察庁における犯罪被害者支援	10
検察庁におけるデジタルフォレンジック	11
国際捜査	12
捜査・公判部門	13
検務部門	15
他機関での勤務	18
検察庁におけるワークライフバランス	20
検察の理念	21
Q&A コーナー	23
検察庁所在地一覧	24

# 検察庁の組織

## 検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応しておかれています。

### 最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

### 高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所あり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。



### 地方検察庁 50庁(支部203庁)

地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

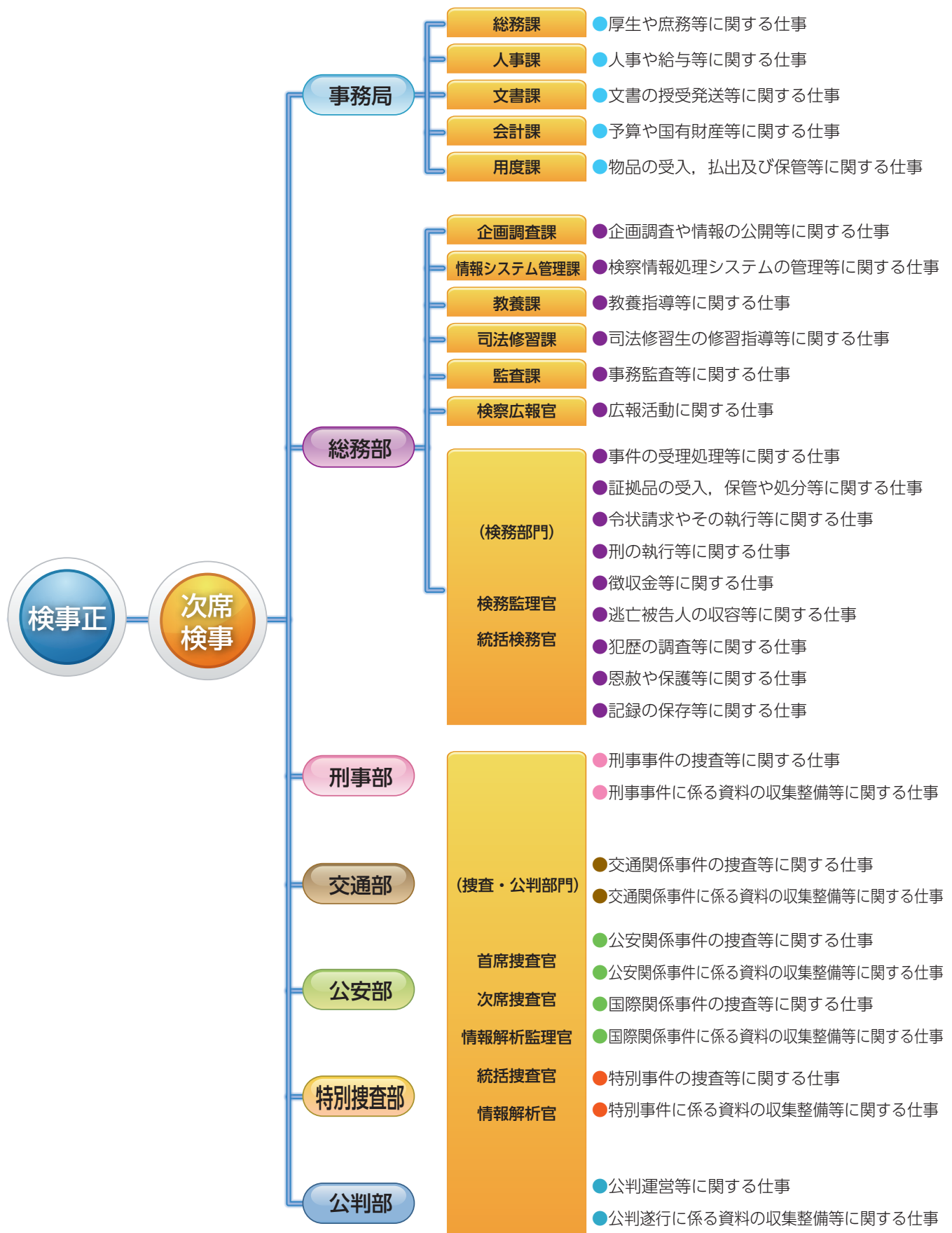
### 区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所があり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。



# 地方検察庁の機構

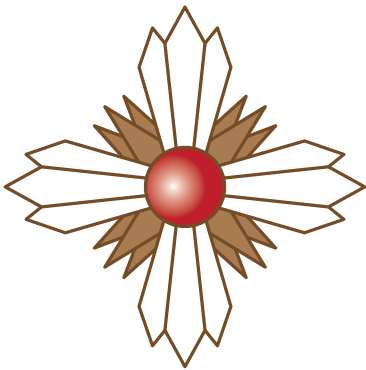
※東京地方検察庁の例



(注) 上記は、東京地方検察庁の機構を示しています。  
 検察庁の規模等に応じて構成されている部、課・室の名称及び数は変わりますが、仕事の内容は同じです。

# 検察庁の職員

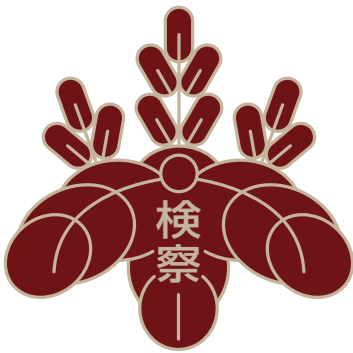
一人一人の職員が捜査・公判活動を通じて、活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って、明るく活気ある職場をつくっています。



(検察官記章)

## 検察官

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられており、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。



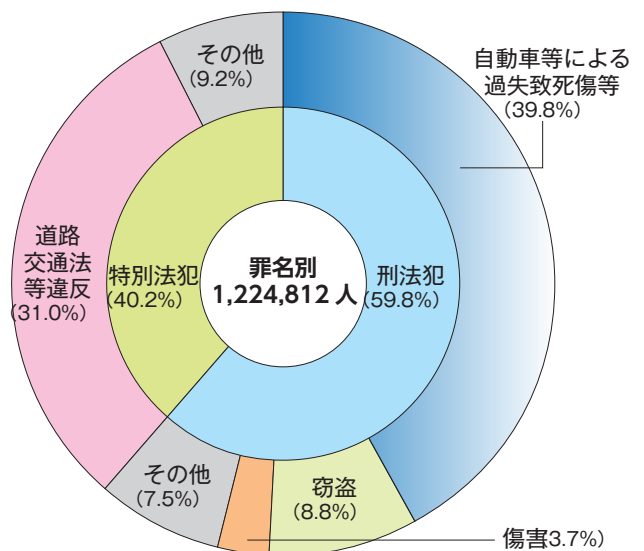
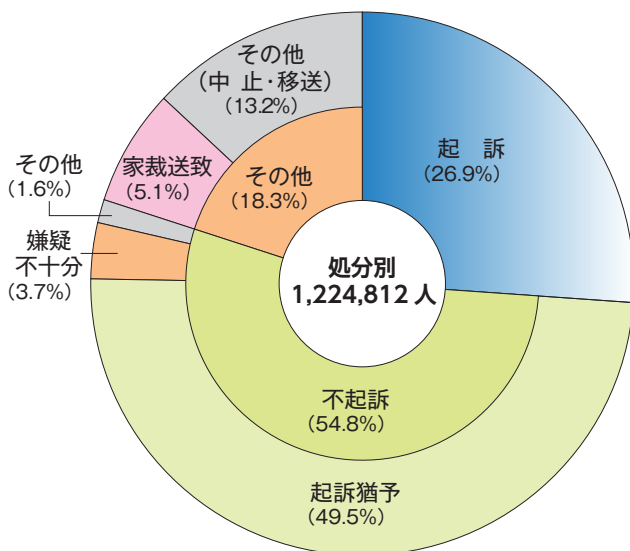
(検察事務官記章)

## 検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

## 全国の検察庁で処理した事件

(平成 29 年)

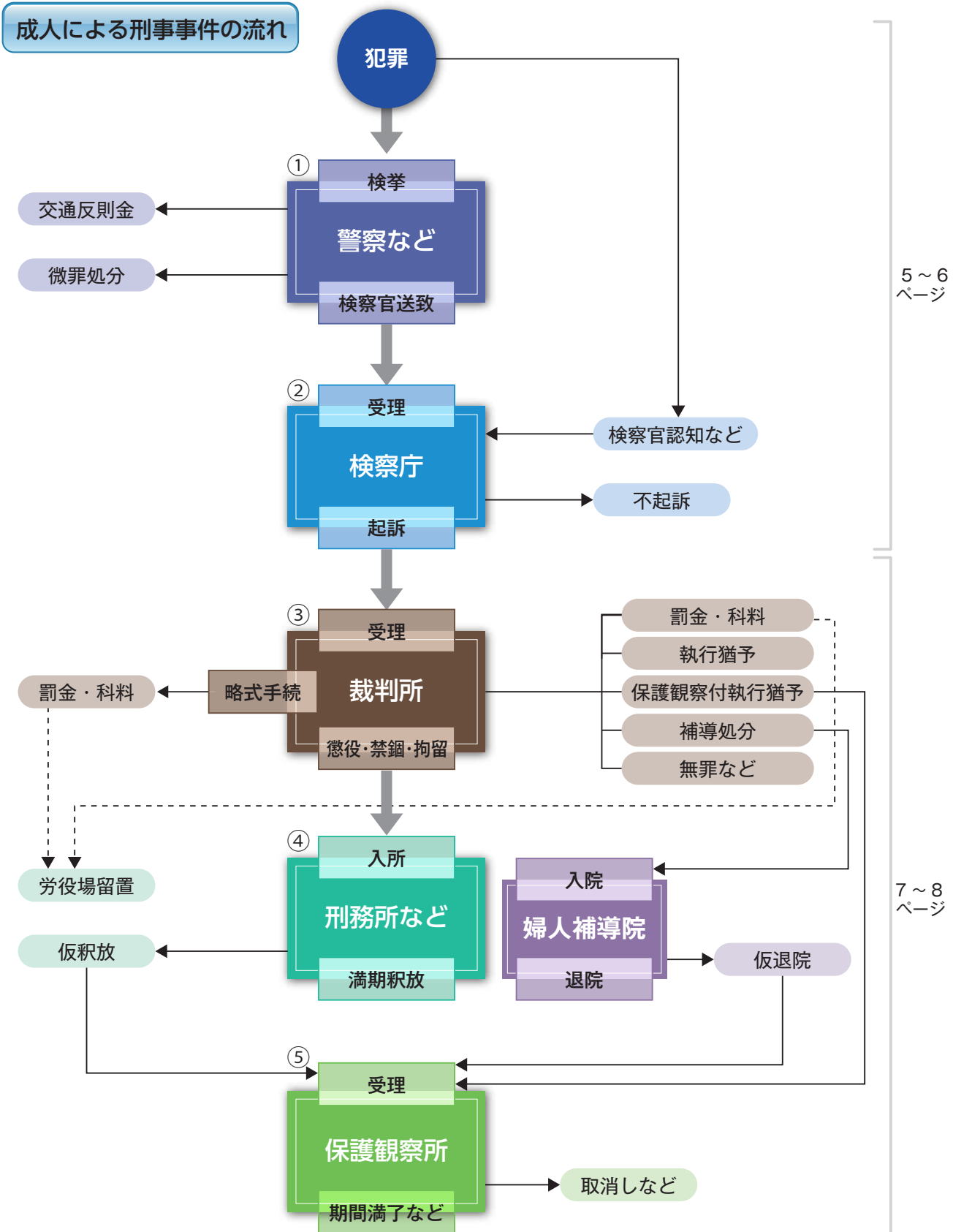


# 刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては下の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

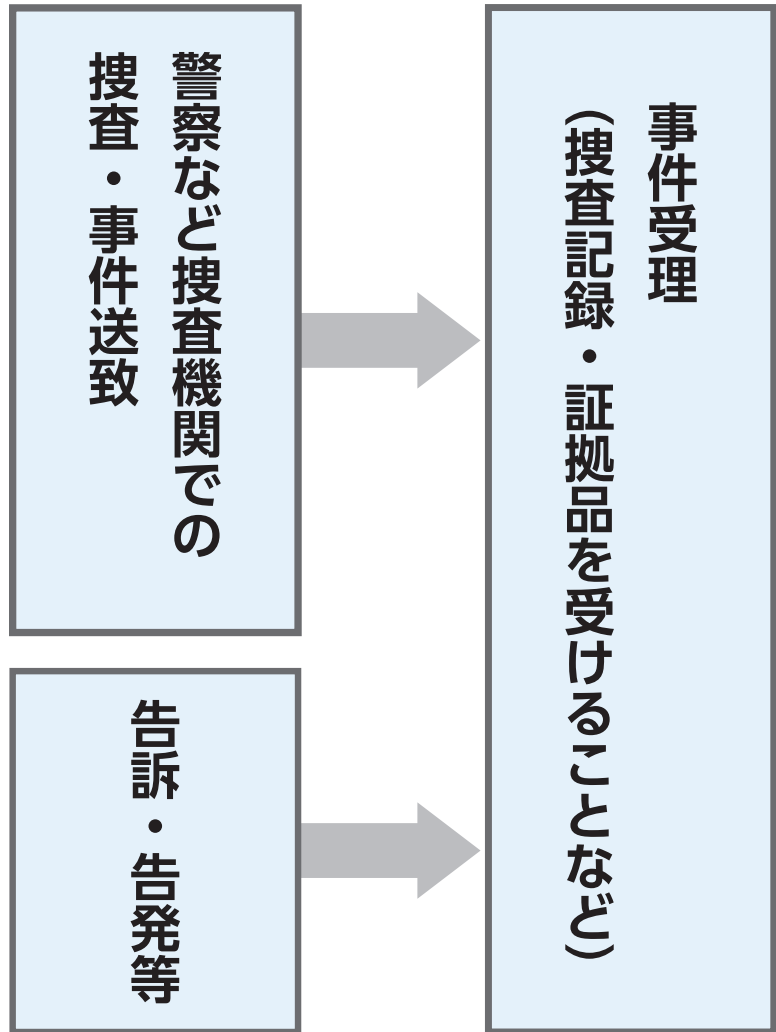


# 捜査

～検察官は、あらゆる犯罪を捜査します～

刑事事件(犯罪)が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に被疑者(犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者)を逮捕したり、証拠を収集するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる(送致・送付)ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。



## 捜査の流れ－警察の役割と検察の役割の違い－

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者(罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者)を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行います。なお、警察は、被疑者を逮捕したときには、逮捕のときから48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官のみに与えられた権限です。また、起訴した事件について公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。

被疑者の取調べや捜索・差押え等

起訴

不起訴



検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

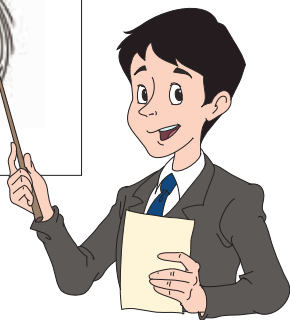
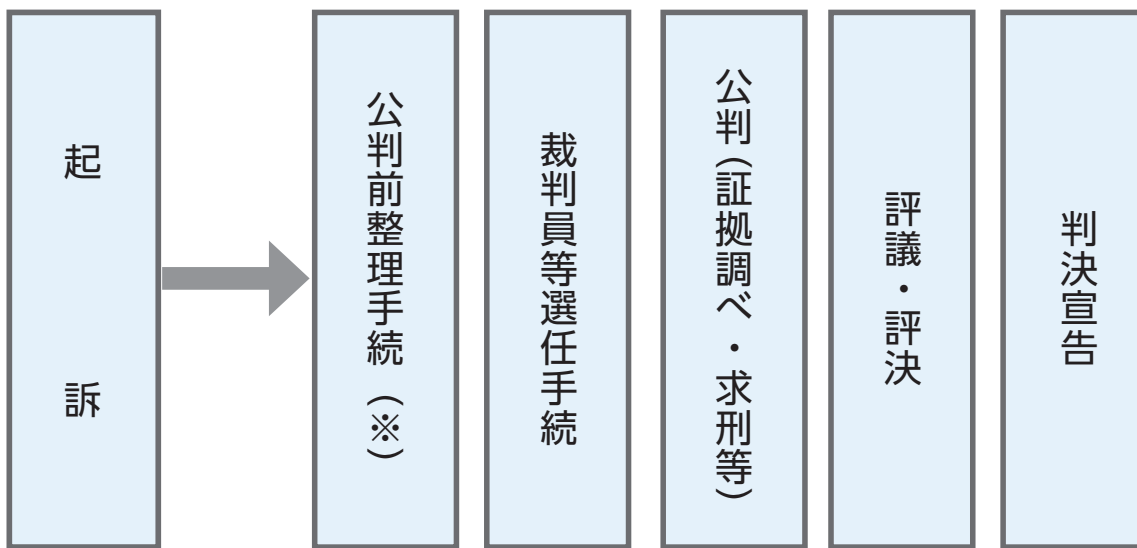
起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑(罰金・科料のみ)が決められる略式命令請求があります。

なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人(被害者や目撃者等)の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。





検察官は、証人尋問などを行って被告人(起訴された被疑者)が犯罪を行ったことなどを証明します(証拠調べ)。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます(論告)。

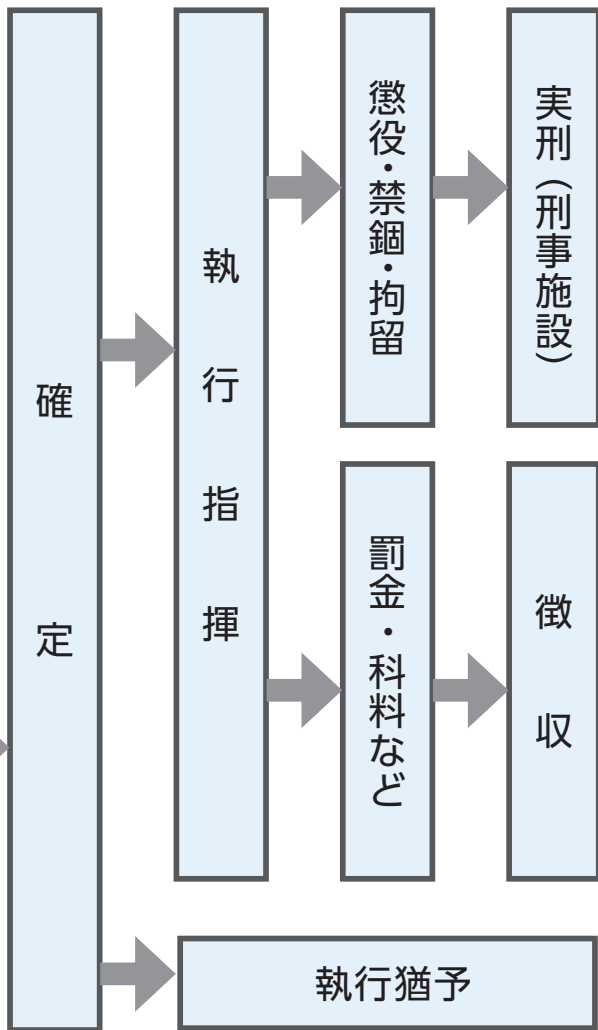
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、的確な立証に努めています。

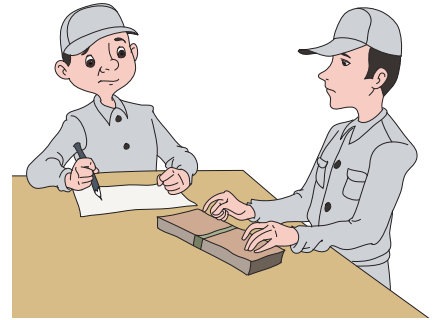
※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行うことです。

# 執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると検察官の指揮により、執行事務を担当する検察事務官が執行手続をとるなど、この刑事裁判の締めくくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。



罰金・科料等（これらを徴収金といいます。）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が執行手続をとります。



## その他

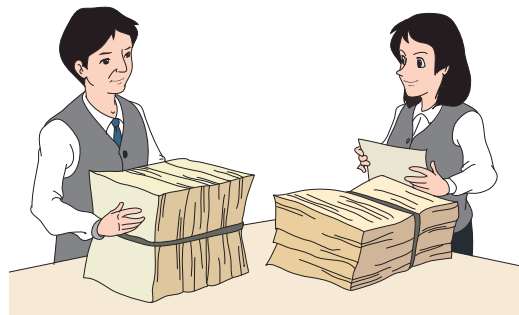
### 収容手続等

検察庁では、逃亡被告人の収容を行っているほか、徴収金を納付せずに逃亡している者などに対しては、適切に刑を執行するため、収容等を行った上、刑事施設において労役場留置の手続を行っています。



### 犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の検討を行った後、これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



# 検察庁における再犯防止等に関する取組

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、刑務所や保護観察所などに加え、児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するため、全国の地方検察庁に、被害者保護・支援、児童虐待事案への対応、再犯防止・社会復帰支援の担当者を置き、様々な取組を行っています。

## 最高検察庁刑事政策推進室からのメッセージ



最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地における取組を集積するなどし、全国の検察庁への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を行ったり、具体的事例を題材として再犯防止・社会復帰支援のための対策を検討する講習等を実施したりするなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



## 大阪地方検察庁再犯防止対策室からのメッセージ



大阪地方検察庁の再犯防止対策室は、総務部副部長を室長として専従の検察事務官及び社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーを配置し、罪を犯した高齢者・障害者・住居不定者等で不起訴処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる者を対象として、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯の防止に取り組んでいます。

再犯防止対策室では、対象者から直接話を聞くこともありますが、それは犯罪事実の解明といった取調べではなく、対象者の生活歴や犯罪の要因となった困りごとなどを引き出すことを目的としています。

再犯防止対策室での取扱件数は年々増加しており、支援先となる保護観察所、福祉事務所や医療機関などに確実にバトンを渡すべく、日々てんやわんやの状態です。

そうした中、私たちは、新たな被害者を作らないために、罪を犯した人が自らの行いを反省し、社会の中で孤立せずに調和して生きることが大切だという思いを持って、対象者が福祉的支援を受けながら社会の中で立ち直り、再び罪を犯すことがないように、再犯防止に向けて積極的に取り組んでいます。



参考

検察の理念 第8項

警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。



# 検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さに見合った刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、多方面にわたり犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており、検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処理結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努めています。

## 被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処理結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑事施設における処遇状況、刑事施設からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。  
ホームページからご覧になれますので、ご利用ください。  
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)



## 被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに対して、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を行っています。



名古屋地方検察庁  
被害者支援員 堀田 豊和  
主任捜査官 土田 美奈子

犯罪の被害に遭われた方やその御遺族等の方々には、その突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられます。

犯罪被害者等の方々への支援に携わる「被害者支援員」は、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」等を通じて、電話や来庁される犯罪被害者等の方々への支援を行っています。

また、被害者支援担当の検察事務官は、捜査・公判を担当する検察官・検察事務官と連絡を密にするとともに、警察、法テラス等被害者支援関係機関との連携強化、連絡体制の構築を図り、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

これからも、被害者支援員及び被害者支援担当検察事務官は、犯罪被害者等の方々への不安や負担をできる限り軽減できるよう努めてまいります。

# 検察庁におけるデジタルフォレンジック

現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック (DF) とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し (保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける (解析) ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DFを積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

## 最高検察庁デジタルフォレンジック推進班からのメッセージ



検察庁で行う捜査・公判におけるDF業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁DF推進班は、法務省刑事局や東京・大阪のDFセンターと連携し、DF関連機器の計画的整備、各種研修によるDFに関する知識・技術の向上、DFに関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁におけるDFの推進に取り組んでいます。



## 東京DFセンターからのメッセージ



東京DFセンターは、平成29年4月、東京地方検察庁に発足しました。全国の検察庁に対し、DFに関する質問や相談、研修、技術 (保全、解析) などの支援を行っています。

当センターでは、全国の検察庁の担当者が電話やメールで質問や相談をできるようにしており、これらに速やかに対応できる体制を整えています。また、各庁からの要望に応じ、全国各地に出張して研修を実施したり、搜索差押え、証拠物の保全、解析等に協力しています。

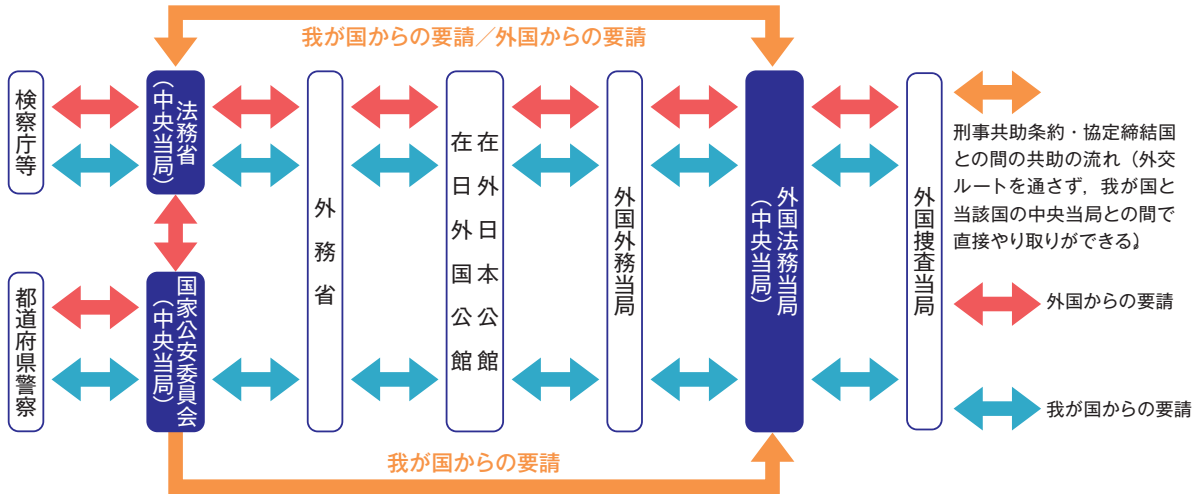
当センターには、DFに関する知識、技術を駆使して、迅速に、かつ、適切に支援することが求められています。デジタル技術が日々進歩する中、当センターも、常にDFに関する最新の知識、技術の吸収、活用方法の探求などに日夜努めています。

# 国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

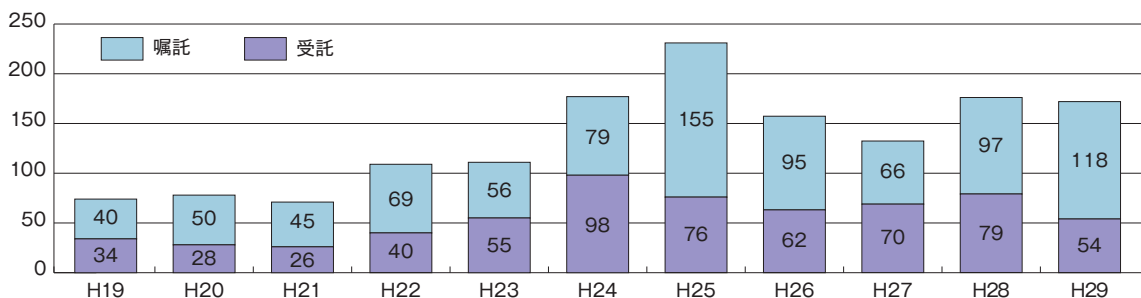
## 捜査共助の手続



## 刑事共助条約・協定



## 捜査共助等件数



# 捜査・公判部門

検察は、法と証拠に基づいて、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。

## 刑事部

### 青森地方検察庁 検事 中元 由紀子



検察庁の捜査担当は、殺人、強盗、詐欺、窃盗等、日々発生する様々な事件の捜査を担当しています。

また、昨今、顕在化した虐待事案においては、児童相談所や警察等の関係機関と連携して、積極的に取り組み、被害児童の保護等に努めています。検察官は、被疑者や被害者、目撃者等から詳細に話を聴いたり、補充捜査を行うことで事件の真相を解明していきます。

被害者から話を聴く際には、被害者の苦しみ、つらさ、犯罪により受けた悪影響についても耳を傾け、被害者の痛み寄り添えるよう努めています。

検察官は、捜査により、事件の真相を解明した上で、被疑者に対する適正な処分を決定しますが、被疑者の個性、生活状況等に応じて、被疑者を社会支援につなげるなどして再犯防止策を工夫することもあります。

近年、犯罪手法が巧妙化していますが、今後も、上司、先輩方、検察事務官、警察等の関係機関と協力し、知力を尽くして、皆様の信頼や期待に応えられるよう、日々の業務に尽力していきたいと思っています。



### 青森地方検察庁 検察事務官 清川 貴重



立会事務官は、検察官と共に、二人三脚で事件の捜査に当たっています。

事件の捜査において、検察官が被疑者や被害者、事件関係者等の取調べをする際に同席し、捜査に必要な書類の作成を行い、検察庁内各部門、警察等の捜査機関や他の関係機関との連絡・調整を行うなど、幅広い業務を行っています。

事件関係者の方々の中には、刑事手続や犯罪の捜査といった普段の生活では関わることのない出来事に自分が関与していることに不安を感じたり、犯罪の被害に遭われて非常に辛い思いをされている方々もいらっしゃるため、真摯に接するよう心がけています。

事件の処分を決する検察官を支え、共に捜査を行うという立会事務官の職務が、社会正義の実現や、被害者をはじめとする事件関係者の方々の思いに応えることに通じるのだという自覚と責任感を持ち、日々の職務に取り組んでいます。

また、事案の真相解明、刑事手続の適正の確保といった検察の理念を常に念頭に置き、検察官、検察庁職員や関係機関の方々との協力し、検察庁に対する信頼に応えられるように、職責を果たしていきたいと考えています。

## 特別捜査部

### 東京地方検察庁 検事 山下 順平



特別捜査部は、東京・大阪・名古屋の地方検察庁にだけ置かれている部で、公正取引委員会・証券取引等監視委員会・国税局などが法令に基づき告発をした事件について捜査をしたり、汚職・企業犯罪等について独自捜査を行っています。これらの事件では、関係者や関係書類などが多数である場合が多く、複数の検察官と検察事務官がチームを組んで、役割を分担しながら捜査を行っています。収集した資料を分析する際には、企業活動が行われている様々な分野に関する知識や証券市場、税務、会計などについての知識が必要であるため、その知識の習得に努めるとともに、公正取引委員会・証券取引等監視委員会・国税局などと連携することも欠かせません。また、パソコンなど様々な媒体に保存されたデータの分析を行うためのデジタルフォレンジック技術も活用しながら捜査を行っています。どの事件でも、事実を解明するのは容易ではありませんが、各検察官、検察事務官が互いに協力し合いながら、事件に取り組んでいます。



### 東京地方検察庁 検察事務官 倉田 晋作



特別捜査部で扱う事件は規模が大きく、複数の検察官と検察事務官が集まり、班体制で事件を捜査します。現在は、汚職などを扱う班、インサイダー取引などを扱う班、脱税などを扱う班に分かれています。特別捜査部が扱う事件は、ニュース等でも大々的に報道されるなど、一見華やかに見えますが、その裏には、長期間にもわたる地味で地道な内偵捜査が必要となります。

私は、現在立会事務官として、検察官とペアとなり、主に脱税事件の捜査を担当しています。脱税事件の捜査には、税法や会計の知識が必要です。そのため、特別捜査部は、国税庁の研修機関である税務大学校が実施する税務職員を対象とした約1年間の研修に、毎年、検察事務官を派遣しており、私もその研修に参加させていただきました。税務大学校では、毎日、税法などを勉強し、試験にも追われ、とても大変でしたが、この研修で培った知識は、脱税捜査の現場に戻ってきた現在は、大きな武器となっています。

これまで諸先輩方が築き上げてきた実績と伝統によって培った国民の期待や信頼に応えるべく、特別捜査部の一員として、日々職務を全うしていきたいと思っています。

## 公判部

### 大分地方検察庁 検事 小林 佐和子 ▶

裁判員裁判においては、争いのある複雑困難な事件においても、裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるように、検察官には分かりやすく的確な主張立証をすることが求められます。そのため、検察官は、法廷でどのような内容をどのような言葉で表現してどのような順番で伝えるのかを考えながら、冒頭陳述を起案し、証拠調べの方法、証人尋問や被告人質問で質問する内容を推敲し、論告を起案します。時には、こちらの主張や立証の方法が分かりやすいか、事件について知らない検察庁の職員にそれらを聞いてもらうなどし、その意見を参考にします。そして、上記の文書等を起案し作成する作業を支えてくれるのが中核事務官です。中核事務官は、事件の証拠関係や公判前整理手続の経過を把握し、検察官の考えていることを文書に起こす際に見やすいレイアウト等を一緒に考えてくれ、共に作業をしてくれます。

このように、裁判員裁判に立ち会うのは検察官ですが、その検察官を支えているのは中核事務官や立会事務官、そして検察庁の職員であり、一つ一つの事件の公判に関する活動を共に行っているのです。

### 大分区検察庁 主任捜査官 桑原 教子 ▶

中核事務官の主な業務は、殺人事件や放火事件などの重大事件が対象となる裁判員裁判に関し、担当する検察官と共に裁判官や裁判員に分かりやすい公判立証をすることです。例えば、検察官が作成した書類等の点検や裁判所等への提出、裁判員の方々にも分かりやすいように多数の証拠書類中の真に必要な部分のみをまとめた報告書の作成、証拠となる防犯ビデオ等の映像や音声データの解析・抽出、被害者や被害者遺族の方々への検察官による説明時の同席、公判傍聴時における付添い等の対応などを行っています。

裁判員裁判では、裁判官だけでなく、日常生活で法律や刑事事件に関わることが少ない裁判員の方々にも事件の内容を十分に理解し、正しい判断をしていただく必要があります。そのため、中核事務官は、検察官と共に、証拠を適切に把握し、検察官が主張・立証したいことを裁判員の方々に視覚的にも分かりやすいよう工夫しながら報告書等を作成しています。裁判員制度が導入されてから約10年になりますが、これまで蓄積されたデータや経験によって、より分かりやすく明確な主張・立証ができるように検察官と共に日々の業務に取り組んでいます。



## 交通部

### 京都地方検察庁 副検事 木村 雅哉 ▶

交通部は、交通違反や交通事故等の交通事件を担当している部署です。

検察官は、警察から多くの事件送致を受け、これらについて、警察等の関係機関からの協力も受けながら捜査を進め、起訴、不起訴の処分を決めています。

処分を決めるためには、被疑者から話を聞くだけでなく、被害者、目撃者等から話を聞くことや、現場の遺留痕跡、防犯カメラやドライブレコーダーの記録等の客観証拠の検討も行っています。

無免許運転や酒気帯び運転などの悪質な交通違反を繰り返す者には、厳しい処分をもって臨むことはもちろんですが、法令遵守の必要性を説示するなど再犯防止を意識した取組も行っています。

交通事故のために、重大な傷害を負った被害者や突然家族を失われた御遺族の方々からは、そのつらいお気持ちを十分に伺いした上で、事件処理に反映させるよう努めています。

近時、あおり運転、病気や薬物が原因となった交通事故など、従前の知識のみでは対応困難な事案も発生しています。

こうした事案にも適切に対応できるよう日頃から知識習得に励むとともに、仲間の検察官や検察事務官と協力して、公正かつ適切な事件処理を行っています。

### 京都地方検察庁 主任捜査官 片岡 亜矢 ▶

交通部では、交通違反や交通事故を起こした被疑者を、起訴するか不起訴にするかの判断をしており、その捜査において、立会事務官は検察官を様々な面からサポートしています。

立会事務官は、同時に何件もの案件を抱えている検察官が一つ一つの事件に丁寧かつ迅速に向き合えるよう、検察官のスケジュール管理や、検察庁内の各部署、警察等の関係機関との調整を行うほか、検察官の取調べに立ち会って書類を作成するといった業務をしています。

交通事故には被害者や御遺族の方がおられ、検察官や立会事務官の対応が「検察庁の対応」となります。

そのことを意識しながら、悲しみや不安でいっぱいの方々の御気持ちに寄り添って捜査するように努めています。

基本的には、検察官とペアで、緊張感を持ちながら行う仕事が多いですが、困ったときには上司や同僚の助けがあり、交通部一丸となって捜査に当たっています。

起訴や不起訴の判断は、被害者、御遺族の方はもちろん、被疑者にとっても重大な決定になるということを心に留め置き、検察官をサポートし、公正かつ適切な事件処理ができるよう日々努力していきたいと思っております。



# 検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑などの執行手続や徴収金の徴収などです。

## 事件・令状

宮崎地方検察庁 検務専門官 永廣 祐樹 ▶

事件事務では、事件の受理及び処理の事務を行っています。

事件受理時には、警察等の捜査機関から送致される事件について、事件記録の点検をし、適正に手続がなされているか等の確認を行っています。特に被疑者の身柄を拘束している事件については、法律に定められた時間内に送致されているか等について、慎重に点検します。

事件処理時には、検察官が作成した起訴状等の書類について、記載内容等を点検した上、裁判所に提出しています。

令状事務では、勾留状等の令状の請求及びその執行に関する事務を行っています。勾留状等の令状は、被疑者等の自由を制限する根拠となる重要な書類なので、被疑者等を不当に勾留したり、その権利を侵害することがないように複数人で点検するとともに、勾留期間の満了日を常に把握し、細心の注意を払っています。

事件・令状事務は、非常に緊張感のある仕事内容ですが、周囲に相談しやすい職場環境なので、適正な事件処理のために職員一丸となって日々の仕事に取り組んでいます。

また、検察庁の仕事は犯罪捜査に関わるものなので、自分の仕事が、犯罪の被害に遭う人を一人でも少なくすることにつながっていると信じて、誇りを持って仕事に向き合っています。



## 執行

高松地方検察庁 上席検務専門官 藤井 英明 ▶

執行事務は、判決内容を把握することから始まり、懲役・禁錮等の刑の執行指揮など、裁判確定に伴う事務のほか、これらに付随する事務を取り扱います。

罪を犯したことに対する責任とはいえ、人の自由を制限する懲役刑等の執行手続に間違いがあってはなりませんし、確実に執行されなければ、そもそも裁判の意味がなくなってしまいます。

ですから、執行担当は、人権侵害とならないよう、また、逃亡などによって刑の執行ができなくなることがないように、常に関係法令等を確認しながら、細心の注意を払って事務を行う必要があります。

また、被害者の方に対する配慮を怠らないようにすることも重要な業務の一つで、被害者の方の希望に基づいて、受刑中の加害者の出所時期や受刑状況等を通知する事務も行っていきます。

このように、執行事務は、人の権利に関わる重要な事務ですし、困難な事案に直面することもあります。同僚に相談したり、上司から指導を受けたりして一つ一つ着実に処理することに努めており、充実した日々を過ごしています。



## 証拠品

福島地方検察庁郡山支部 検務専門官 片岸 由衣 ▶

証拠品担当では、警察等の捜査機関が押収した証拠品を受け入れてこれを保管し、事件終結後に処分を行います。

証拠品は、刑事裁判において重要な証明資料となりますが、その一方で、差押えによって強制的に所有者等から占有を移している物もあるため、所有者等の私法上の権利を保護するよう心掛ける必要があります。証拠価値及び財産的価値の保全が重要となります。

証拠品を受け入れる際には、押収手続が法令等にのっとり適正になされているか、証拠品が押収に係る関係書類と合致するかなどを確認します。

受け入れた証拠品は、紛失等しないよう事件ごとに整理して保管していますが、覚せい剤等の違法薬物や現金等は、特殊証拠品として一般の証拠品と区別して厳重に保管しています。

事件が終結すれば、証拠品を還付したり廃棄するなどの処分手続を行うこととなりますが、還付する際には、関係書類等を精査して真の受還付人を特定する必要がありますし、証拠品を廃棄する際には、道具を駆使するなどして確実に廃棄しています。

また、事件の性質や証拠品の内容によっては、被害者等の立会いの下、廃棄する場合もあります。

証拠品担当として責任が重大でプレッシャーもありますし、日々様々な証拠品の受入れがあり、事件や証拠品によって処分内容が異なるため、頭を悩ませる事例も多々ありますが、上司等に相談しながら一件一件手続を進めて知識経験を積み、多様な事例に対応できる事務官を目指しています。



## 徴収

札幌地方検察庁 検察事務官 小野寺 彩姫 ▶

徴収事務は、罰金、科料、追徴、過料、訴訟費用などの徴収金に関する裁判の把握、納付告知、督促、収納を行い、徴収金を完納できない未納者に対しては、身柄を労役場に留置させたり、資産を差し押さえる強制執行を行います。

罰金未納者の対応は、主に電話や面談で行いますが、未納者の生活状況等を考慮しながら速やかに刑罰を執行するには判断の難しい事案がとても多いので、日々職員同士で議論し合いながら団結して職務に当たっています。

所在不明者や、長期未納者については、職員が直接未納者の立回り先や勤務先等の現地に赴いて話を聞くなど、職場外の人と接する機会が多い部署なので、常に検察庁職員としての自覚を持って行動し、緊張感を保つ必要があります。

徴収事務は、刑罰の執行から逃れようとしている未納者に対し、調査や張り込み等を重ねた結果、執行を遂げた際などには多大な達成感を得ることのできるとてもやりがいのある職務です。



# 検務部門

## 犯歴

松江地方検察庁 検務専門官 和久利 博 ▶

犯歴事務は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴（前科）の調査・管理に関する事務です。

私は、犯歴事務担当者として、他の検察庁や警察等からの照会に対し、対象者の前科の有無を調査し回答しています。

前科というのは、個人のプライバシーの最たるものであり、誤った内容の前科を登録すれば、その登録された人の人権を著しく侵害しかねないことから、犯歴事務の遂行に当たっては、常に緊張感を持って取り組んでいます。その上で、同僚や上司とともに幾重にも点検・確認を行い、相互に協力しながら事務を行っています。重要な仕事であり、やりがいと充実感も感じています。

私は、家族の介護と育児を行っています。介護休暇制度を活用するとともに、周りの職員の方からのサポートも得られ、仕事と家庭をうまく両立することができています。



## 記録

岐阜地方検察庁 検務専門官 木村 理恵 ▶

裁判が確定するとその訴訟記録は裁判所から検察庁に引き継がれます。記録担当事務官は、引き継がれた記録を保管・管理する事務や記録の閲覧についての事務を行います。

私は、主に保管記録の閲覧請求に関する事務を行っています。裁判で確定した保管記録の閲覧請求があったときは、閲覧の目的や必要性のほか、閲覧に伴う弊害、例えば、被害者や目撃者などの事件関係者の名誉及びプライバシーを侵害するおそれがないかなどを十分検討することとなります。その結果、場合によっては閲覧に一定の制限を加えることもあるので、慎重な対応が求められます。

また、刑事事件が終結した後も民事事件は係争中であることが多く、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者保護の要請に配慮した適切な対応を行うよう心掛けています。

検察庁の仕事は、緊張感と責任感が必要ですが、職場の雰囲気は明るく、風通しの良い執務環境であると感じています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある毎日を送っています。





# 他機関での勤務

検察官や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

## 外務省

在英国日本国大使館

一等書記官 前田 直哉(検事)



大使館での業務の中で重要なものの1つに、イギリスの捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡しのための調整を行うものがあります。これは、捜査公判に密接に関連するもので、検事として培った知識経験を海外でいかすことのできる最もやりがいを感じる仕事です。また、イギリス法の調査だけでなく、日本の法制度をイギリス人に説明することも多くありますが、刑事法に限らず、民商事・家族法など多岐にわたりますので、自分が日本の「法律家」であることを改めて意識します。その他にも、日英間の協力関係強化の一環として、日英の法律家交流のためのレセプションの企画運営を行うなど、大使館での業務は多種多様で自由度も高いです。海外の法律家と一緒に仕事をして異なる価値観に触れることにより、日本のことを改めて見つめ直す良い機会にもなり、とても充実した日々を送っています。



在ロサンゼルス日本国総領事館

副領事 古橋 拓也(検察事務官)



総領事館の事務は、(1)自国民の保護に関する事務、(2)通商文化交流発展のための事務、(3)行政機関としての事務に大別されますが、私は主に、自国民の保護に関する事務、いわゆる「邦人援護」の業務に携わっております。

ロサンゼルス総領事館の管轄する地域は、全在外公館の中で最も在留邦人数が多く、また邦人旅行者も多く訪れる場所であるため、日々、邦人の方々から様々な相談や依頼が寄せられます。中には、困難な事案や、土日・深夜に対応を求められる事案もありますが、その分、やりがいや達成感も大きく、これまで培った経験をいかしながら、更に新しい経験・勉強をさせていただいている毎日です。



# 他機関での勤務

## 証券取引等監視委員会

事務局特別調査課 特別調査指導官 松尾 円(検事) ▶

私が所属する特別調査課には、金融庁職員のほか、地方財務局や国税、税関からの出向者、公認会計士、民間出身者などと様々なバックグラウンドを持つ調査官が所属しています。そして、いわゆるインサイダー取引や相場操縦、粉飾決算等の金商法違反事件について、刑事告発を目指した犯則調査を行っています。私は、「指導官」として調査官の調査に対して助言や指導を行っていますが、出身母体が異なる調査官らと同じチームの一員として、同じ方向を見て、共に汗を流し、苦勞を分かち合いながら真相を解明していくのは、検事として事案を処理するのとは違った醍醐味があります。また、犯則調査をするに当たって、活きた経済活動を学ぶことができ、また、ビジネスを行う人の発想で社会を見る機会が多いことも醍醐味の一つです。

事務局特別調査課 証券取引特別調査官 黒木 透(検察事務官) ▶

私の所属する特別調査課は、犯則調査の過程で、質問調査や搜索差押え等により広範に証拠を収集し、綿密な分析を加えて事実を認定していきます。第一次捜査機関ならではの難しさもありますが、こうした経験は非常に有意義なものと感じています。



## 国税局

査察部統括 国税査察官付国税査察官 関根 恵美(検察事務官) ▶

通称「マルサ」と呼ばれる国税局査察部は、脱税者に対して納税を求めだけでなく、厳正な査察調査に基づき悪質な脱税者に対する刑事責任の追及を行う部署であり、内偵調査により脱税事件の情報収集を行う情報部門や、裁判官の発した令状により臨検搜索差押え等を行う調査部門などから組織されています。

私が所属している調査部門の査察官の仕事は、搜索差押えから、収集した証拠の検討、脱税者や関係者への質問調査など、刑事告発の可否の判断に必要となる調査を尽くすことであり、責任は重大ですが、自分が告発した事案について検察官とやり取りをするなど、出向しなければできない貴重な経験もでき、日々やりがいを感じながら職務に当たっています。



# 検察庁におけるワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化(フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等)を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながらか活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

## 育児と仕事



### 千葉地方検察庁 検事 神谷 瑞枝



私は、育児休業を取得した後、これまでに法務省刑事局や地方検察庁での勤務を経験しました。育休中は、法改正関係を始めとして業務に関する情報等を提供してもらい、仕事復帰に向けて心強く感じていました。仕事復帰後は、時間的な制約がある中で、質を落とすことなく計画的・効率的に業務をこなすよう心掛けています。職務の性質上、計画どおりにいくことばかりではありませんが、上司・同僚の様々な配慮にも助けていただきながら、柔軟に対応するようにしています。子育て中の検事も、諸制度や各自の私生活における事情等に応じた配慮の下、幅広い職務経験を積みながら、仕事と育児の両立を図ることができると感じています。



### 奈良地方検察庁 主任捜査官 藤田 昌彦



長女の誕生に伴い、育児休業を2か月間取得しました。

育児休業中は、長女にミルクをあげたり、お風呂に入れたり、おむつの交換などに追われて、毎日があっという間に終わってしまいましたが、長女と過ごす中で、子育てに協力すること、子育てをすることは全く違うと感じました。育児休業は、私自身が主体的に子育てをするという意識を持つことができた貴重な経験となりました。

育児休業を取得できたことで、長女との信頼関係が深まり、育児の苦勞を妻と分かち合えたことで、家族の絆も強まりました。仕事復帰後も、私と妻で家事や育児を分担するなど柔軟に対応できるようになったことを妻は喜んでくれています。

## 仕事と趣味



### 大阪地方検察庁 検察事務官 山根 理恵子



検察庁は部活動が盛んであり、私が所属している大阪高等・地方検察庁バレーボール部では、毎年夏に開催される検察庁親善バレーボール大会に向けて、終業後や休日に練習を行っています。

検察庁親善バレーボール大会は、全国の検察庁のバレー部が一堂に会し、試合を通じて親睦を深めることができるイベントで、平成30年度の名古屋大会では大阪のチームが優勝を果たすことができました。

私は、現在、刑事部の立会事務官として、検察官とペアを組んで事件捜査に従事しています。時には帰宅時間が遅くなることもありますが、ペアの検察官と相談して仕事の進め方を調整することもでき、バレーの練習等に参加する事も可能で、仕事と趣味の両立が図りやすい環境です。

また、デスクワークが多いことから、このようにスポーツで汗を流すことで、気分転換をしながら楽しく仕事できています。

### 東京地方検察庁 検察事務官 林本 潤



私は、現在総務課に所属しており、現在の業務は来庁者の危険物持ち込みに対する対応や庁舎管理に関する業務を行っています。

残業することは少なく、定時退庁をして同期達と親睦を深めたり、休日には普段のデスクワークで鈍った体を部活動で鍛え直しています。

私が現在所属している東京地方検察庁バスケットボール部では、週1回程度の練習の他に、年に1~2回検察庁対抗の大会や春と秋に官公庁の大会に出場しています。

検察庁対抗の大会は、チームの主体が検察庁職員であれば、家族や普段一緒に練習している友人などを含めることを許可しており、大会のモットーを「職員同士の親睦を深める」とし、他の検察庁職員と親睦を深めることを第一の目的としています。



## 検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

# 検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

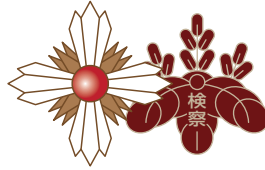
あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

# Q & A コーナー

## 回捜査について

Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。

Q 検察庁の独自捜査とは、具体的にどういうことをするのですか？

A 検察庁の独自捜査とは、検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別捜査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている庁があります。

## 回検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

- A 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者  
2 裁判官（判事・判事補）  
3 弁護士  
4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者  
5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための試験に合格した者が、検事になるための資格を持ちます。

また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官においても定年制が設けられています。学歴についての制限はありませんが、司法試験については、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、原則として国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁で取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

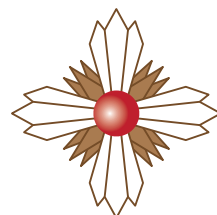
## 回その他

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

Q 検察官の付けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？

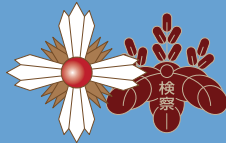
A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の花弁と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におりる霜と夏の厳しい日差しの中で、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



# 検察庁所在地一覧表

2018年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
地方検察庁	福岡	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9000
	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町 1-11	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町 5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央 1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町 82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方 1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内 1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町 1-12-11	096-323-9030
大分	〒870-8510	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100	
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川 1-15-15	098-835-9200	



Public  
Prosecutors  
Office

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp>





真実を見つめ  
社会正義の実現のために  
犯罪に立ち向かう

Public Prosecutors Office

# 検察庁



Public  
Prosecutors  
Office

検察の使命は、厳正公平・不偏不党を旨として、基本的人権を尊重しつつ、刑事事件の事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにあります。

これによって法秩序が守られ、安全・安心な社会が実現されると考えています。

昨今は、情報通信技術の進展が著しく、また、犯罪のボーダレス化も進んでいますが、検察は、専門的な知識・技能を取得し、国際分野にも力を入れるなどして、時代の変化に的確に対応できるよう努めています。

また、犯罪の被害に遭われた方々への支援や、罪を犯した者への再犯防止・社会復帰支援に向けた取組も推進しています。

検察庁職員は、その職責を自覚し、公正誠実に、熱意を持って職務に取り組んでいます。



検事総長 林 眞琴



## Contents

検察庁の役割	3
検察庁の組織	4
検察庁の機構	5
全国の検察庁で処理した事件	5
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	6
検察官・検察事務官によるトークセッション	11
検務部門	13
他機関での勤務	16
犯罪被害者支援	18
再犯防止等に関する取組	19
デジタルフォレンジック	20
国際捜査	21
ワークライフバランス	22
検察の理念	23
その他 Q&A	25
検察庁所在地一覧表	26

# 検察庁の役割

検察庁の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことにあります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

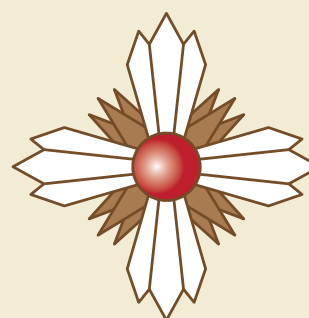
## 検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことなどを証明します。その後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その刑の執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

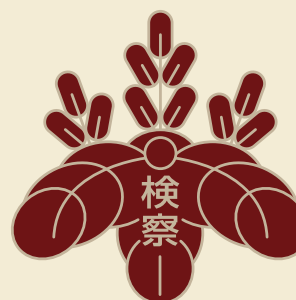
検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されています。



(検察官記章)

## 検察事務官とは

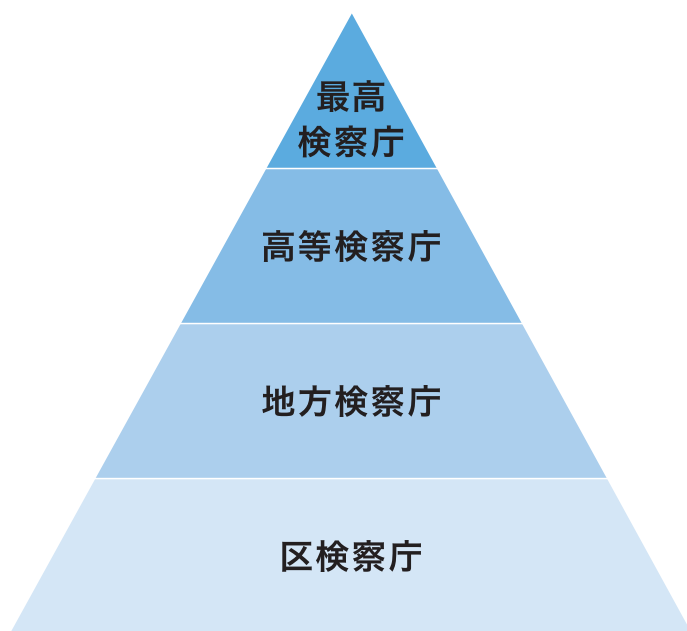
検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。



(検察事務官記章)

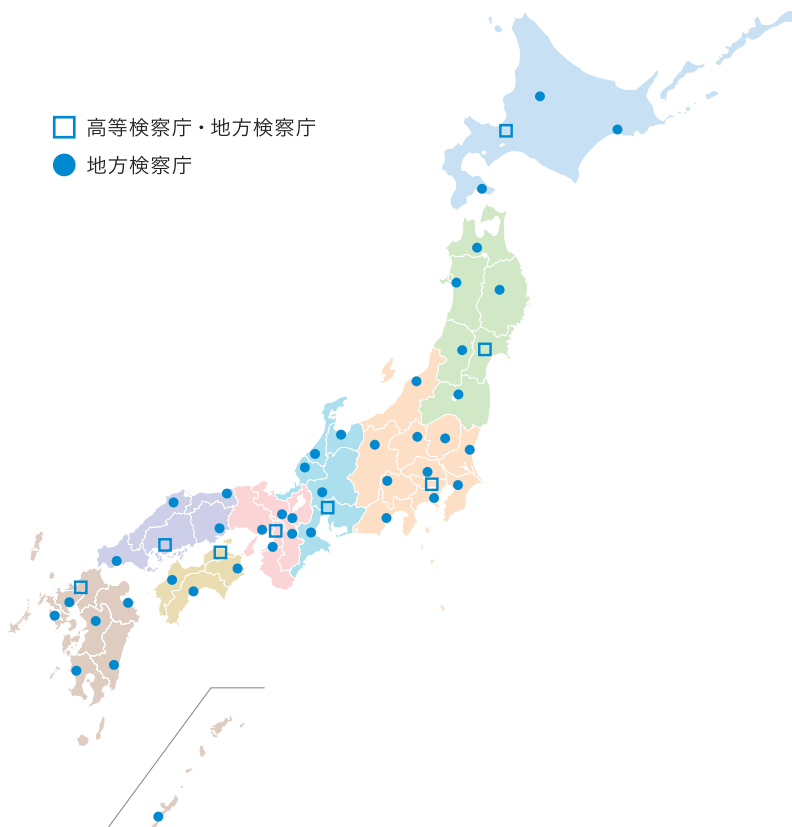
# 検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。



□ 高等検察庁・地方検察庁

● 地方検察庁



## 最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

## 高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。

## 地方検察庁 50庁(支部203庁)

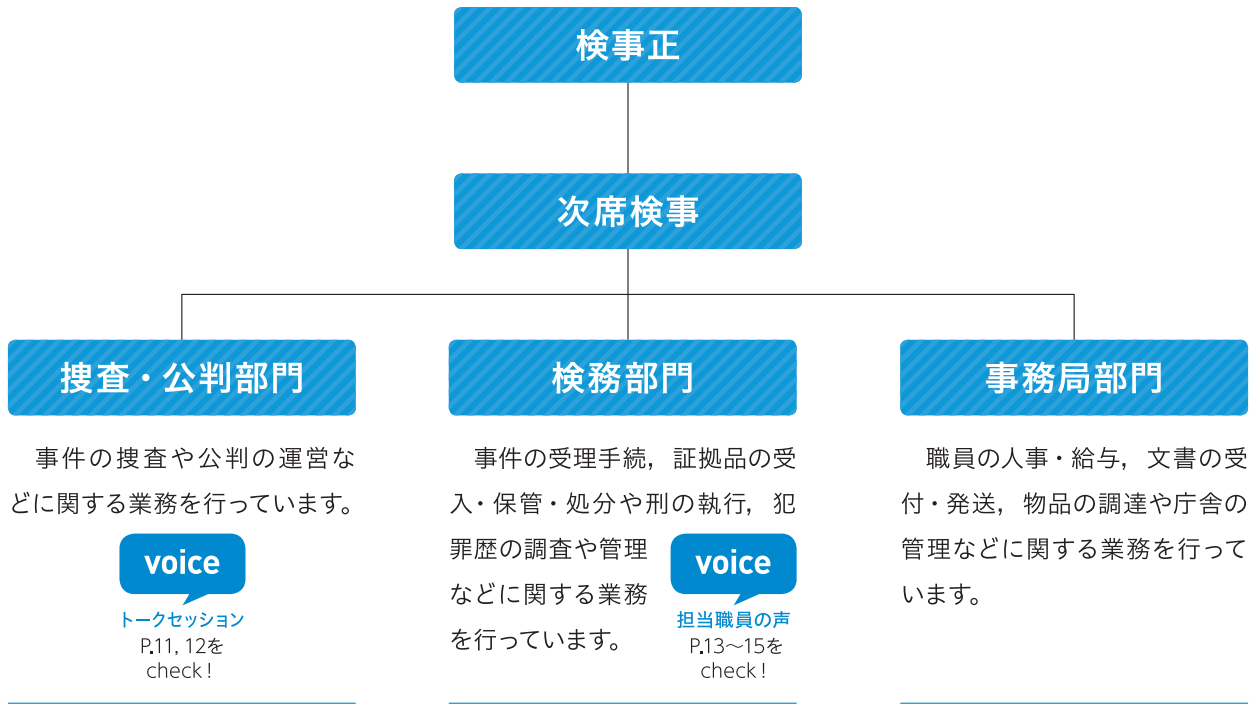
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

## 区検察庁 438庁

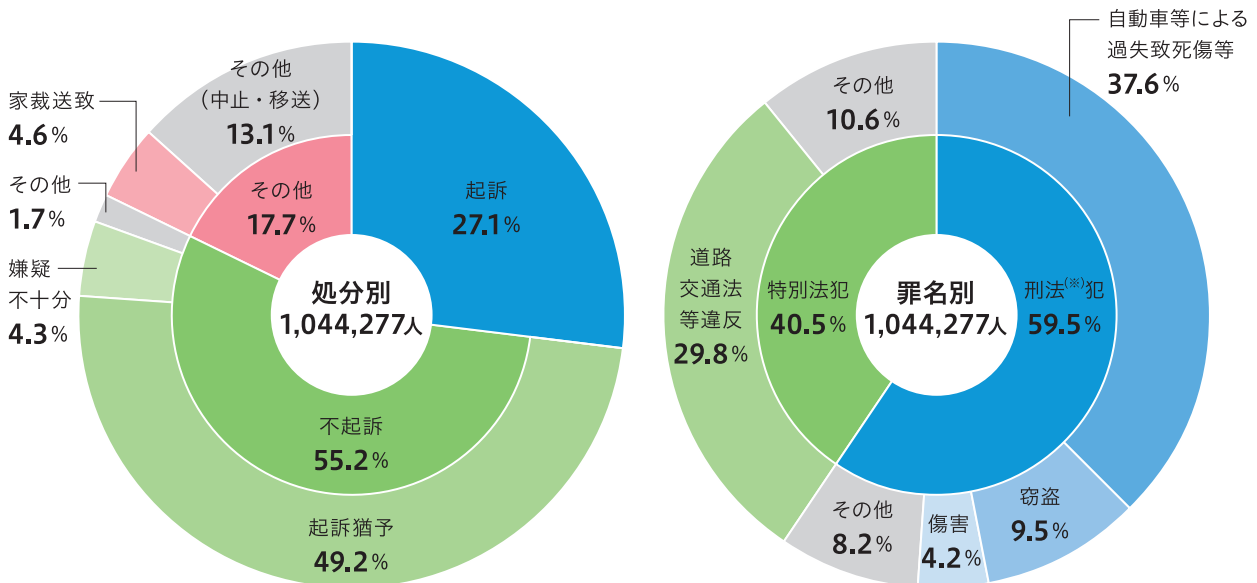
簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、簡易裁判所が管轄する刑事事件を取り扱います。

# 検察庁の機構

各検察庁の職場は、主に、大きく、捜査・公判部門、検務部門及び事務局部門に分けられます。



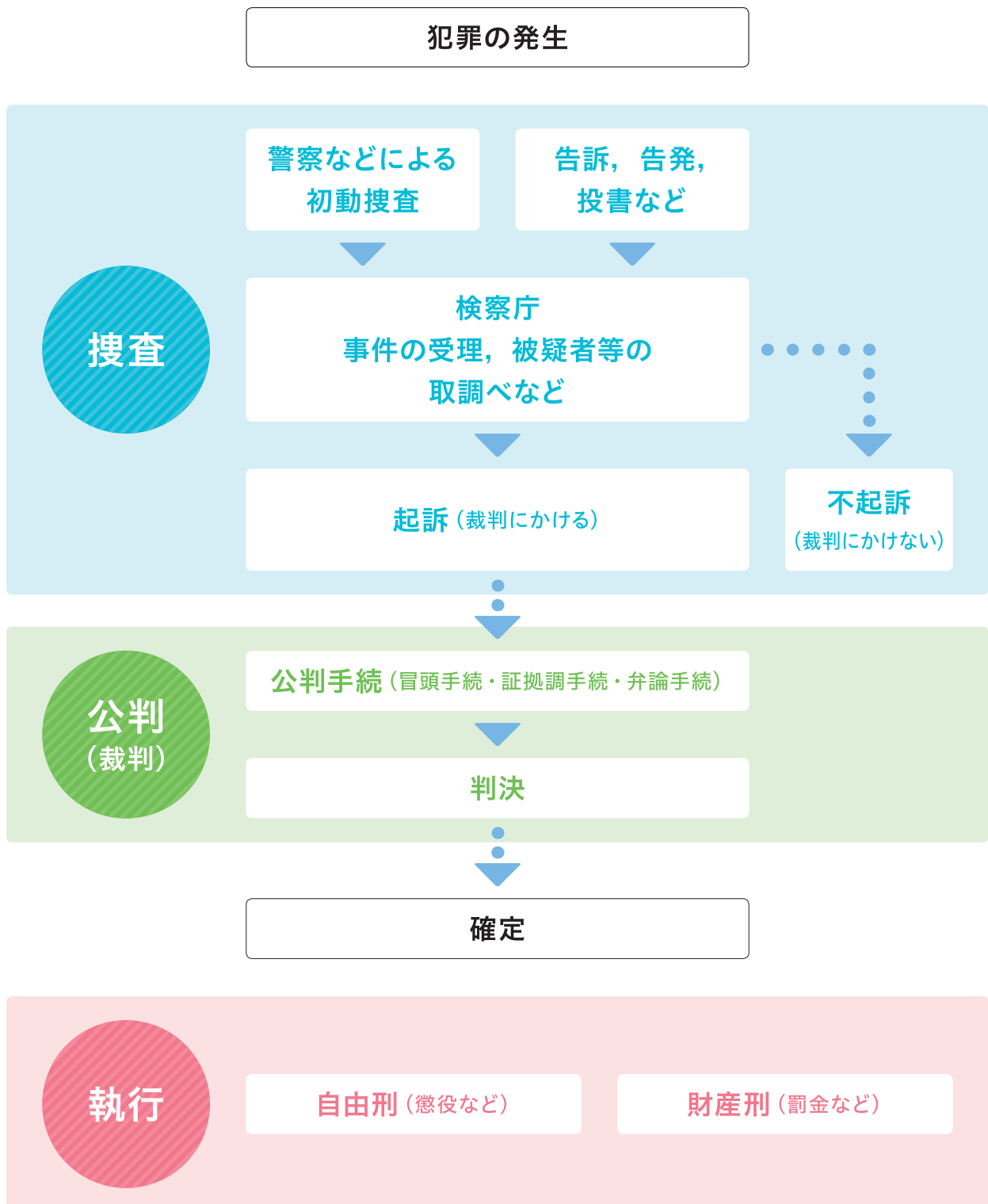
## 全国の検察庁で処理した事件 (令和元年)



※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を含む

# 刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

刑事事件は、大きく、捜査、公判（裁判）及び執行の3つの段階に分かれており、その大まかな流れは以下の図のとおりです。検察官・検察事務官は、それぞれの段階で活躍しています。



# 捜査

捜査とは、捜査機関が、犯罪があると考えたときに、真相解明や起訴・不起訴の判断のため、犯人を検挙したり、証拠を発見、収集、保全する手続きのことをいいます。

犯罪が発生したとき、どのように捜査が行われていくのか見てみましょう。

## 1. 犯罪の発生



## 2. 被害の届出，警察による捜査

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、犯人（被疑者といいます。）を検挙します（Q1）。

犯罪の種類によっては、警察以外の捜査機関が捜査することもあります。



## 3. 検察庁への事件の送致

警察等が事件を捜査した場合には、書類と証拠物を検察庁に送ることになっています。検察庁では、捜査手続が法律に従っているかどうかの確認を行います。

通常、検察官は、事件が検察庁に送られた後、捜査を開始します（Q2）。

voice

担当職員の声  
P.13をチェック!







## 4. 被疑者の取調べ、参考人の事情聴取 捜索・差押えなどの捜査

検察官は、自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行い、警察を指揮して、証拠が不十分な点について補充捜査を行います。



## 5. 事件処理

検察官は、捜査して得られた証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴する（裁判にかけ）か不起訴にする（裁判にかけない）かを決めます。

memo

一定要件の下、裁判所が検察官の提出した資料を調査して刑を決める略式手続があります。

## 捜査に関するQ&A

Q1

検察と警察の役割はどのような違いがありますか。

A

犯罪を捜査する権限があることは検察（官）と警察（官）も同じですが、「5. 事件処理」にあるように、被疑者を起訴するか不起訴にするかを定める権限を有しているのは検察官だけです。そのため、警察が捜査した事件は、「3. 検察庁への事件の送致」のとおり、検察庁に送られることになります。

Q2

検察官が捜査を行うのは、事件が送られてきたときだけですか。

A

検察官はどのような犯罪でも捜査することができます。必要があれば、自ら検挙摘発して捜査することがあります。このような捜査を独自捜査と呼び、検察庁の重要な仕事の一つです。

Q3

一度警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか。

A

検察官は、起訴・不起訴を決定するため、必要な場合には、改めて被害者の方等から事情を聞くこともあります。

Q4

どのような場合に起訴をするのですか。

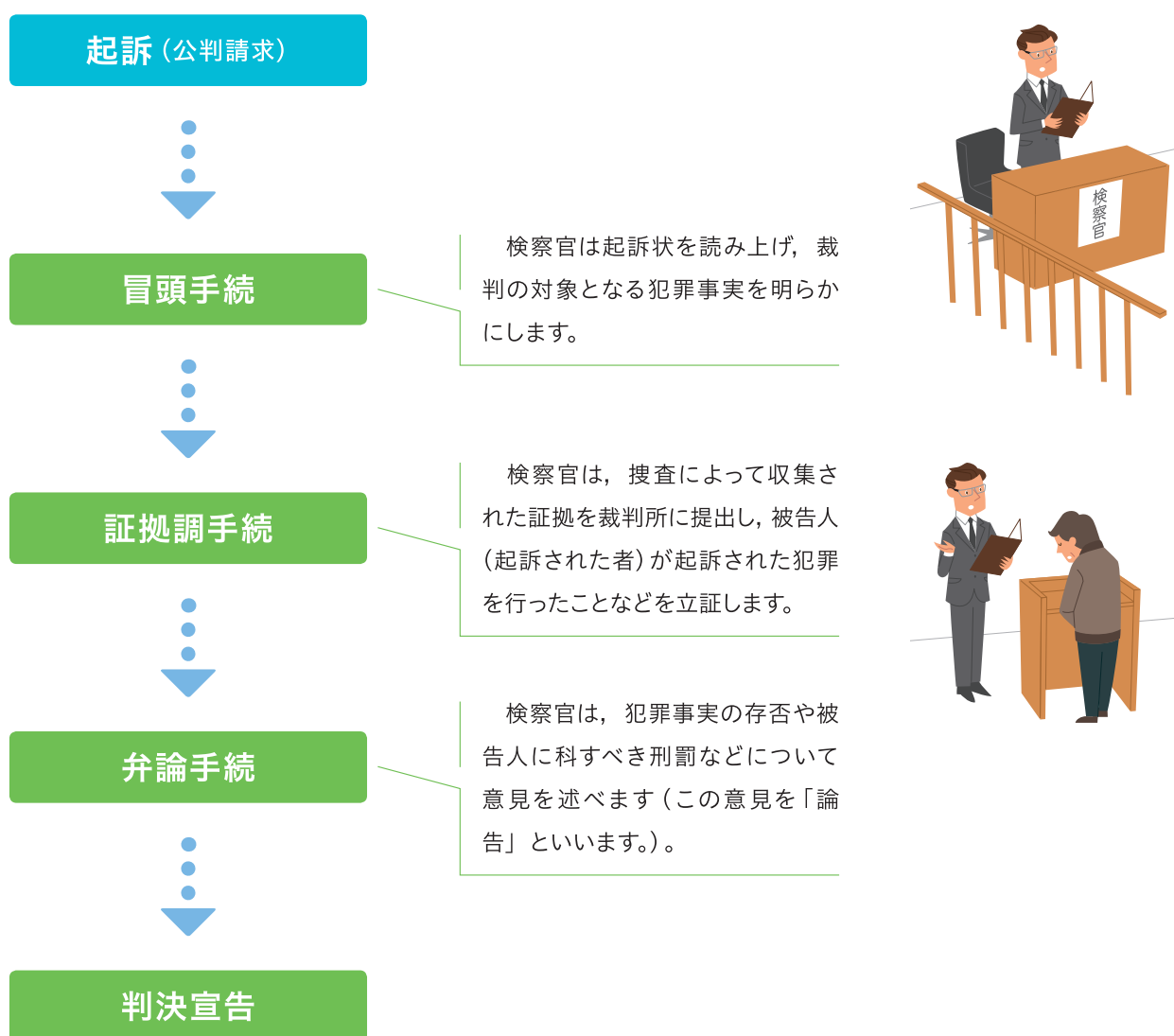
A

被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり、処罰の必要性があると判断した場合に、裁判所に起訴状を提出して起訴します。

# 公判

検察官は、裁判所に起訴（公判請求）した事件の裁判に立ち会います。刑事裁判は、冒頭手続、証拠調手続、弁論手続の順に進んでいきます。

それぞれの手続において、検察官が果たす役割を見てみましょう。



## 裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民の皆さんが裁判官と共に刑事裁判に参加することにより、司法に対する国民の皆さんの理解の増進や信頼の向上につながることを期待されています。

# 執行

裁判で言い渡された判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。

判決の確定



検察官の執行指揮



懲役・禁錮・拘留



罰金・科料など



実刑（刑事施設）



徴収

自由刑（懲役・禁錮又は拘留）に係る裁判が確定すると検察官が裁判の執行を指揮し、執行事務を担当する検察事務官が手続を行います。

執行事務を担当する検察事務官は、この刑事裁判の締めくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。

財産刑である罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が手続を行います。

**voice**  
担当職員の声  
P.14をチェック!



## その他

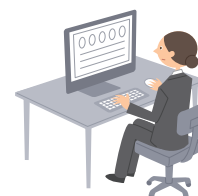
### 収容手続等

検察庁では、逃亡している被告人や実刑確定者等の収容を行っているほか、罰金等を納付しない者に対しても、刑務所等において労役場留置の手続を行い、適切な刑の執行を行っています。



### 犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理するとともに、記録の閲覧申請がされた場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



**voice**  
担当職員の声  
P.15をチェック!

## 検察官・検察事務官によるトークセッション

参加者 東京地方検察庁刑事部検事(A検事), 同公判部検事(B検事), 同刑事部検察事務官(C事務官), 同公判部検察事務官(D事務官)

捜査・公判部門で活躍する検察官・検察事務官から仕事のやりがいなどについて、話を聞きました。

検察官、検察事務官の仕事のやりがいについて教えてください。

**A 検事:** 検察官の仕事は、何らかの利益に左右されることがなく、真相解明に全力を注ぐことができる、とてもやりがいに溢れたものです。具体的には、被疑者や被害者等の事件関係者から直接話を聴き、さらに、必要な捜査事項を自分で考え、そして、警察と協力して捜査をすることで、事案の真相に迫ることができる点、その上で、どのような処分が適切かを自分で考えて判断することができる点で、大きな責任を感じるとともに、やりがいを強く感じます。

**B 検事:** 公判における立証活動の中で特に重要なのは証人尋問ですが、公判準備のために被害者等と直接会って話をすることで、被害者等が真に言わんとしていることを適切に証言してもらうように努め、また、医師や科学者等の専門家証人の尋問の場合には、分かりやすい証言を引き出すために未知の分野の勉強をしながら質問を練るなどしています。尋問が無事に終わり、適正な判決を得られたときには、安堵するとともに、達成感や充実感が得られ、検察官としてやりがいを感じます。

**D 事務官:** 公判部の立会事務官は、検察官とペアになって、公判に向けた準備をします。事件記録の整理や書類作成、警察等の関係機関との連絡・調整といった様々な業務がありますが、その中でも、被害者や御遺族の方の対応をする

ことがあります。被害者の方や御遺族の悲しみや怒りを完全に消し去ることはできないのかもしれませんが、お気持ちに寄り添い、不安な気持ちを少しでも和らげることができたときや、被害者の方や御遺族から感謝の言葉をいただいたときには、とてもやりがいを感じます。



B 検事

仕事をする上で心がけている(気をつけている)ことは何ですか？

**A 検事:** 検察官には、自分自身が経験していない、過去に起きた出来事について、証拠に基づいて事実を認定し、真相を解明することが求められます。検察官の判断は、被疑者や被害者のみならず、多くの事件関係者の人生を左右しかねないものであり、その重みを自覚しながら職務に当たる必要があると思っています。そのため、様々な可能性を排除することなく、広い視野を持って事件に臨み、適正な手続に従って、十分な証拠を収集、検討することを心がけています。

**B 検事:** 捜査段階で集められた証拠のみによって立証を試みるのではなく、権限を与えられた検察官であることを常に自覚し、疑問点があれば積極的に動くこと、経験のない分野や事件については文献等の資料で勉強していく努力を惜しまないことを心がけています。また、事件関係者には、それぞれ複雑な心情があると思うので、できる限り配慮し、被告人に対しても決して失礼な態度は取らず、礼節をもって接するように気をつけています。

**C 事務官:** 仕事をする上で根拠となる法律、条文を確認することです。私たちの仕事は法律で規定されているので、日々の業務においては、その根拠となる条文を確認することを徹底しています。各種手続に不備が生じないように、必要な法令や規定などを習得することを心がけています。

検察官と検察事務官の関係(特に検察官と立会事務官の関係)について教えてください。

**A 検事:** 検察官と立会事務官とは、どんな事件も二人三脚で捜査に当たる、正に「パートナー」といえる関係です。



A 検事

そして、立会事務官は、検察官とは違う視点で証拠などを見ていることがあり、事件について話をしたり、一緒に事件現場に赴いた際の立会事務官の一言で、新しい観点到に気付かされ、改めて証拠を見返すことによって新しい事実が判明することもあります。また、苦境に立ったときには一番の理解者であって、検察官にとって、立会事務官はなくてはならない、強い味方だと感じています。

**C 事務官:** 検察官と検察事務官は二人三脚で事件捜査に当たっています。立会事務官は、スケジュール管理や捜査に必要な書類を関係機関に照会して取り寄せるなど検察官が行う捜査を周りからサポートしています。また、警察等捜査機関と連携して捜査を進めていく上で事件の概要を把握しておく必要があり、立会事務官も事件を考察し、捜査のアイデアを検察官に提案したりするなどして主体的に捜査に参加します。このように検察官と立会事務官は、刑事事件の真相解明に向けてペアで事件に取り組んでいます。

**D 事務官:** 公判は、検察官が立ち会うため、当初は検察官と事務官の業務は全く別のものなのでは?という印象でした。しかし、検察官は、事件に関する些細なことでも話をしてくれ、事務官としての意見を求めてくれます。また、「立会事務官がいて初めて検察官は仕事ができるんだよ」とも言ってくださり、共に公判に向けて準備をしているという実感を持つことができました。まだまだ未熟ですが、検察官の信頼を得て、検察官をしっかり支えられる立会事務官になりたいです。

#### 犯罪被害者の方とどのように向き合っていますか?

**A 検事:** 被害者の方は、事件による直接的な被害に加え、心にも大きな傷を抱えていることが多く、事情聴取を実施する際には、そのことを常に意識し、被害者の方が抱く不安や疑問、要望等を丁寧に聴き取り、できる限り、その心情に配慮しながら進めるようにしています。事件当時のことを思い出すという意味で、事情聴取自体のご負担は決して小さくないと思いますが、事情聴取の必要性や今後の手続の流れなどを分かりやすく説明し、理解を得ながら進めるように努めています。

**B 検事:** 検察官としてできることには限界もありますが、できる限り被害者の方に寄り添うようにしています。公判部の仕事でいえば、特に証人尋問は、被害者の方にとって大きな負担となるので、被害者の方との間で信頼・安心してもらえる関係を築くことによって、心理的な負担を少しでも軽減することに努めています。

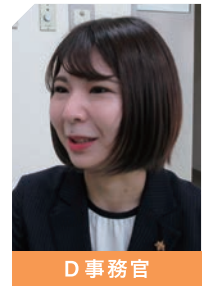


C 事務官

**C 事務官:** 犯罪被害者の方は身体的な傷害を負った方、精神的な苦痛を受けた方、財産的な被害に遭われた方など境遇は様々であり、検察庁に馴染みのない方がほとんどだと思います。ですので、事件の進捗状況や、事件を捜査した結果、被疑

者をどのような処分にしたか、また、起訴して裁判になった場合に裁判でどのような流れになっていくのかをイメージしてもらえるように、捜査及び公判の手続を分かりやすくお伝えするようにしています。

**D 事務官:** 犯罪被害者の方に連絡を取る際や、公判への出廷や傍聴に付き添う際には、相手方の気持ちを少しでも酌み取り、思いやりの心を忘れないように努めています。また、検察官に対応を頼り切るのではなく、事件の内容を正確に理解した上で被害者の方と接し、心配や不安な気持ちを少しでも和らげるためには何ができるのかを常に考え、実践し続けたいと思っています。



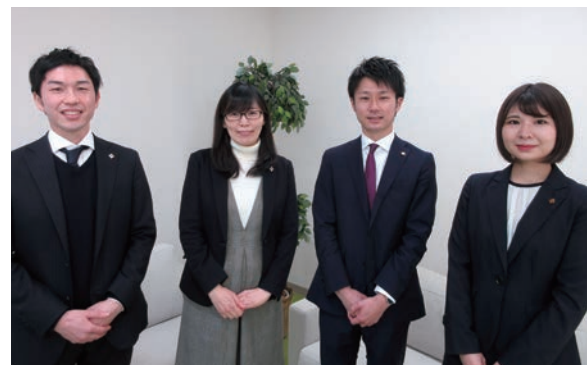
D 事務官

#### ワークライフバランスについて、緊張感のある仕事の中で、どのように息抜きやリフレッシュをしていますか?

**B 検事:** 平日の朝は、子供を保育園へ送り届けてから出勤しており、ドタバタしますが、朝から子供との時間を持つことで心にゆとりが生まれます。また、通勤時間中は本を読み、登庁したらコーヒーを飲んでから仕事に取りかかるというサイクルを保つことで気持ちを落ち着かせることができます。忙しく、帰宅しても子供の寝顔しか見れないときもありますが、その分、休みの日に子供と遊ぶ楽しさが倍増し、リフレッシュすることができます。

**C 事務官:** 近所に銭湯があるので、週末はそこでゆっくりしたり、友人たちとスポーツをしたり、自宅でゲームをしたりして過ごし、夏季休暇や年末年始などの連休は実家に帰省して久々に家族と会って、仕事のことを考えない時間を過ごしてリフレッシュしています。プライベートの計画を立てることは、仕事をする上で活力にもなります。

**D 事務官:** 休日に家族や友人と買い物に行ったり、ごはんを食べに行ったりしてリフレッシュをしています。特に最近はいろいろな国の料理を食べることにハマっていて、外国の料理のお店探しをよくしています。私は、海外旅行が好きなのですが、頻繁には行くことはできないので、外国の料理を食べに行くことで、海外旅行気分を味わっています。休日にしっかり息抜きをすることで、また来週も頑張ろう!という気持ちになります。



## 検務部門

検務部門では、検察事務官が刑事事件の受理、懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収手続をしています。

### 事件・令状

#### 事件・令状事務 徳島地方検察庁

事件事務は、事件の受理手続及び処理手続を行う事務です。

受理手続では、警察等の捜査機関から送られてきた事件について、事件記録を点検し、法律上定められた手続が適正になされているかを確認して、事件を受理しています。

処理手続では、検察官の捜査が終了した事件について、検察官が作成した起訴状等の記載内容を確認して、裁判所に提出するなどしています。

令状事務では、裁判所に対して、勾留状等の令状を請求するほか、その執行等に関する事務を行っています。

事件・令状事務は、多くの実務経験が必要となる上、一つ手続を間違えれば、被疑者等の権利を侵害することにもつながりかねないことから、一つ一つ丁寧に着実に処理することを心掛けています。

また、困難な事案に直面しても、同僚に相談したり、上

司から指導を受けるなどし、事件・令状担当の職員が一つのチームとして協力し合いながら解決策を見いだし、適正に処理できるようにしています。



事件・令状事務は、様々な実務経験を積むことにより、幅広い知識や教養が身に付いていると実感することができ、日々やりがいを感じつつ、常に自分の仕事に誇りを持って業務に取り組んでいます。

### 証拠品

#### 証拠品事務 熊本地方検察庁

私達が携わっている証拠品担当の事務は、警察等が押収した証拠品について、受入れ、保管及び処分を行うことです。証拠品は刑事裁判における重要な証明資料となる上、必要がなくなれば基本的に還付しなければならないため、証拠品担当としては、滅失や変質等がないよう証拠価値と財産的価値の保全に努めています。例えば、現金や違法薬物等は特に厳重に保管していますし、携帯電話機などの通信機



器はデータが消失しないように定期的に充電を行っています。また、殺人罪等の公訴時効が撤廃されたことから、未検挙事件についてはDNA型鑑定に必要な検体を長期間にわたって超低温証拠品庫で保管しています。

近年は、違法な薬物が証拠品として送致されることが多くなっており、事前に検査した鑑定書と見比べて成分に誤りがないかなどを慎重に確認して受け入れています。

また、証拠品を処分するに当たり、検察庁内で処分困難なものは、専門業者へ証拠品を持ち込み、私達が立ち会って処分しています。

このように証拠品担当には、日々多様な証拠品の受入れがあり、また、個々の事情によりその処分内容が異なるため多くの実務経験と知識が求められ、送致してきた警察や上司・同僚と相談して適正に業務を進める必要があり、とてもやりがいのある仕事です。

## 執行

### 執行事務 山口地方検察庁

執行事務は、裁判所で言い渡された判決内容の確認から始まって、その刑の執行指揮及び執行終了までの通知事務を取り扱います。

その事務において、特に懲役・禁錮刑等の実刑判決を受けた者については、犯罪を犯した代償とはいえ、その者の自由を長期間にわたって奪うわけですから、絶対に間違いは許されない上、法治国家として確実な刑の執行を行わなければなりません。

ですから、執行担当としては、執行される者の人権を侵害しないよう十分注意しつつも、逃亡などによって刑の執行ができず、一般市民に対して多大な影響を与えるような事態を防ぐよう細心の注意を払って事務を行っています。

また、執行担当では、犯罪被害者の方などに希望があれば、加害者の刑事施設等での処遇状況やその釈放等の情報を通知する事務も行っており、それらの事務は犯罪被害

者の方などの再被害防止等の一助となっています。

以上のように、執行事務は人権に大きく関わる事務であり、時に困難な事案も発生しますが、上級検察庁及び上司・同僚の指示、助言を得つつ、責任感を持って着実に事務を行うよう努めています。



## 徴収

### 徴収事務 盛岡地方検察庁水沢支部

徴収担当は、罰金や料料といった財産刑等に関する裁判の把握から、納付告知、督促、収納などの事務を行っており、主に電話や面談で納付義務者の対応をします。

連絡が取れない未納者の場合は、自宅や職場等に赴いて本人や家族、職場の方と話をすることもあります。

また、未納者の資産調査を行った上、資産を差し押さえ

る強制執行や、未納者を労役場に留置することにより罰金等の裁判を執行することもあります。

納付義務者が罰金などを納付できない事情は様々で、納付に窮している状況を切々と語られることもあり、話を聞けば聞くほど感情移入してしまいそうになりますが、刑罰の厳格な執行のため、また、納付義務者本人のためにも、事務手続を適正かつ迅速に遂行するよう心掛けています。

納付義務者の対応に悩むこともありますが、経験豊富な上司や先輩に報告・相談をして指導や助言を受け、助けられながら業務に当たっています。

徴収事務は、納付義務者に対する対応やささいな言葉がきっかけで納付の成否が分かれることもありますので、常に緊張感を持ちながら接する必要がありますが、納付が難しいと思われる事案が納付に至った際などには達成感を得ることができるやりがいのある業務です。



## 犯 歴

### 犯歴事務 金沢地方検察庁

犯歴とは、有罪の確定裁判を受けた事実（前科）などのことで、個人のプライバシーの最たるものです。

私は、そのような犯歴を適正に把握・管理し、他の検察



庁や警察などからの照会に対して前科の有無について調査・回答などを行う犯歴事務を担当しています。

私が扱っている犯歴は、検察官の起訴・不起訴の判断や裁判における証拠にもなる重要な資料となり、また、罪名によっては、選挙権を一定期間停止させたり、特定の資格の欠格事由の有無を証明したりする資料にもなります。

そのため、その管理や調査に間違いがあってはならず、ひとたび間違いが起きれば、個人の人権を侵害し、検察庁の信用が失墜することにもなりかねませんので、常に責任感と緊張感を持って事務に取り組まなければなりません。

大変ではありますが、この重要な仕事を任せられ、信頼する上司や先輩から指導を受けながら、犯歴事務の業務を適切に処理できていることにやりがいや達成感を感じており、充実した毎日を過ごしています。

## 記 録

### 記録事務 札幌地方検察庁

私は、現在、記録事務を担当しています。記録の閲覧請求があったときは、閲覧の必要性や閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穏などを害するおそれがないかどうかを十分に検討することになります。その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに、関係法令を確認することはもちろん、記録を十分精査するなどして細心の注意を払う必要があります。

また、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者の心情等に配慮した適切な対応を行うよう常に心掛けています。

記録事務の中には判断の難しい事案もありますが、一人で悩むのではなく、周囲と相談し合うなどして、明るく風通しの良い雰囲気の中で執務しています。

私は現在育児のために時間的制約のある身ですが、周り

の方に助けていただきながら、十分な職務経験を積むことができています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある日々を過ごしています。





## 他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

### 外務省

#### 在韓国日本大使館 一等書記官（検事）



当館の法務アタッシェの重要な業務の1つに、日韓関係に関わる法律問題の分析があります。これは、日本と韓国との間に生じた問題に関して、法律家の視点から、法的問題点を抽出し、その解決に向けた情報収集・法的分析を行うものです。分析すべき点は、刑事法のみならず民事法を含めた多岐にわたりますが、検事として培った法的思考力が要求される非常にやりがいのある仕事の1つです。また、韓国の捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡しのための調整をすることも重要な業務です。その他にも、韓国の弁護士会や大学等からの依頼に基づき、日本の刑事司法に関する講義を行うなど、大使館での業務は多岐にわたります。慣れない海外生活での苦労もありますが、多角的な見地から様々な物事を見つめ直す機会である上、韓国の法曹関係者らとの交流を通じてかけがえのない経験を積ませてもらっており、毎日がとても充実しています。

#### 在ロサンゼルス日本国総領事館 副領事（検察事務官）

私は、在ロサンゼルス日本国総領事館において、主に「邦人援護」という業務に携わっています。邦人援護業務とは、海外に在住、滞在する日本国民が事件や事故などに巻き込まれた場合に、必要な助言や援助を提供し側面的に支援するというものです。具体的には、海外で逮捕・拘禁された邦人との面会、刑事事件の被害に遭った邦人へのアドバイス、海外で事件事故に遭われて亡くなった邦人の遺族対応や、海外渡航中に急病・困窮となった邦人への対応などが挙げられ、内容は多岐にわたります。ロサンゼルスは在留邦人や邦人旅行者が多いため、対応が必要となる事案が多く、土日や深夜に緊急対応しなければならないときもあり、大変な仕事ではありますが、これまでの検察事務官としての職務経験をいかすことができ、また、検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事でもあります。海外での生活は新しい発見・出会いの連続であり、公私ともに非常に貴重な体験・勉強をしている毎日です。



## 公正取引委員会

### 事務総局審査局付 特別専門官（検事）

公正取引委員会は、不当な取引制限等を規制して公正かつ自由な市場競争を実現する役割を担っており、私は、主に事務総局審査局付としてカルテル等の行政審査に携わり、検察官として培ってきた知見に基づいて事実認定等につき



指導、助言を行っています。

職員の方々は独占禁止法に対する造詣が深く、専門的な知識・経験が豊富で、それぞれの「持ち味」をいかして共に切磋琢磨しながら、その役割を全うすべく尽力した経験は、検察官としての視野を広げ、より多角的な視点で公平適切な事件処理を行うための貴重な財産になるものと、やりがいを感じています。

### 事務総局審査局犯則審査部第二特別審査 内閣府事務官（検察事務官）

私の所属する犯則審査部では、検事総長への刑事告発を目指し、犯則事件に関する内偵調査や令状請求、臨検捜索差押えなどの業務を行っています。

検察庁での経験をいかしつつ、職員の方々から様々なことを吸収できる環境は、とても充実しています。

## 東京国税局

### 査察部統括 国税査察官付国税査察官（検察事務官）

査察調査は、大口・悪質な脱税に対し刑事責任を追究し、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に貢献することを目的としています。査察部は、内偵調査等により脱税の疑いがある者の情報を収集する情報部門と、裁判官が発付する許可状に基づく強制調査等により証拠を収集するほか、関係者に対し質問調査等を行う実施部門により組織され、脱税者を検察官に告発し刑事訴追を求めため日々努めています。

私は、実施部門に所属し、収集した証拠の分析・検討、関係者への質問調査等の業務を行っています。業務を行うに当たり税に関する専門的な知識が必要な上、調査の手法には決まったやり方があるわけではなく、事案を解明するため試行錯誤を重ねる日々ですが、周囲の方々から多く

のことを学び、また、自分がこれまでに培ってきた経験をいかながら事案を解明していくことにやりがいや達成感を感じながら職務に当たっています。



### その他出向先

▶▶ 預金保険機構、司法研修所、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、外務省、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

# 犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただいたりするなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となります。

その一方で、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方には、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、様々な場面で犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されています。

検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護・支援に努めています。

検察庁で行っている制度や取組の例を紹介します。

## 被害者等通知制度

被害者やその親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

## 犯罪被害者の方々へ（パンフレット）

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しているもので、被害者の方にお渡ししています。

ホームページからもご覧いただけますので、ご活用下さい。

([http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji11.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html))



## 被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

## 被害者支援員からのメッセージ

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方々への刑事手続に関する支援を主な目的として、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」を通じて電話等による相談を受けたり、裁判が行われるときには、裁判所の法廷まで付き添うなどの支援を行っています。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族は、突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられると思います。

事件を担当する検察官や検察事務官は、加害者に対して、本人が犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すため、犯罪の被害に遭われた方やその御家族からも事情をお伺いするなどの捜査協力をお願いすることがあります。そのような、なじみがなく、不安に思われる刑事手続に



広島地方検察庁  
被害者支援員（左）  
検察事務官（右）

ついて、被害者支援員は、捜査段階から、検察官や検察事務官と連携して、不安や負担が少しでも軽減できるよう努めています。

また、刑事手続に関する支援のほかにも、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている警察、法テラス等の関係機関とも強く連携し、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

# 再犯防止等に関する取組

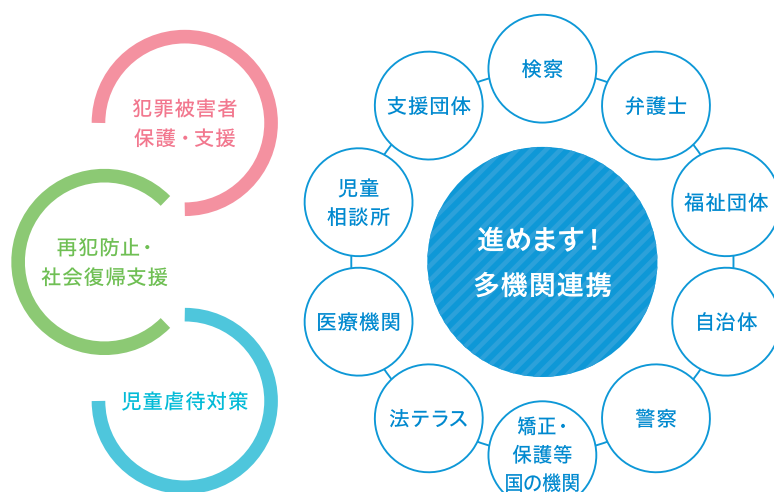
平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、保護観察所などに加え、福祉機関や児童相談所などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。

## 最高検察庁刑事政策推進室の役割

最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地での取組を集積するなどし、全国各地への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を実施するなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



## 長崎地方検察庁刑事政策推進班からのメッセージ

長崎地方検察庁刑事政策推進班は、検事・副検事・検察事務官により構成されています。

罪を犯した者に対して、その犯した罪に見合った刑罰を科すことは、本人の反省を促す上でも大切なことですが、



一方で、捜査を行った結果、起訴されずに、あるいは執行猶予付き判決を受けて釈放された者について、円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止するというのも、新たな犯罪被害を防ぐという意味で、とても重要なことです。

私たちは、保護観察所を始め、釈放された者や受刑を終えた者の社会への定着を支援する長崎県地域生活定着支援センター、地方公共団体の社会福祉事務所、福祉施設といった多くの機関と連携し、対象者の釈放後の生活まで見据え、例えば、釈放後の一時的な生活場所の確保、生活保護費の受給、障害者手帳の交付、福祉施設への入居といった、様々な支援がスムーズに行われるために日々努力し、再犯防止業務に積極的に取り組んでいます。

# デジタルフォレンジック

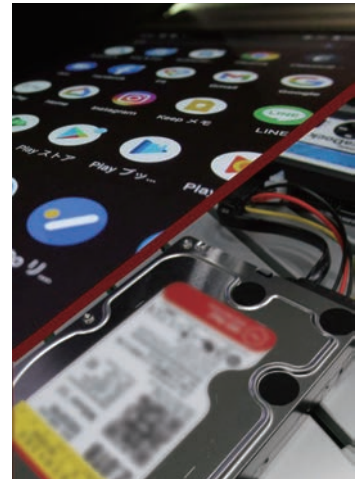
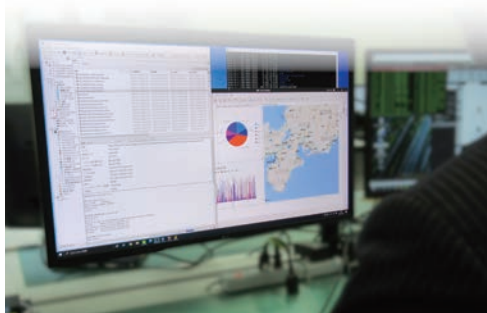
現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック (DF) とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し (保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける (解析) ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DF を積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

## 最高検察庁 DF 推進班の役割

検察庁で行う捜査・公判における DF 業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁刑事部及び東京・大阪 DF センターで構成する最高検察庁 DF 推進班は、DF 関連機器の計画的整備、各種研修による DF に関する知識・技術の向上、DF に関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁における DF の推進に取り組んでいます。



## 大阪 DF センターからのメッセージ

大阪 DF センターは、平成 31 年 4 月に発足しました。DF センターでは、検察官の依頼により、スマートフォンやパソコン等の電子機器からデータを抽出し、その内容を解析して、犯罪の証拠となる情報を探し出すことが主な業務です。

現代はパソコンで作成した文書や会社の経理情報など、ありとあらゆるものがデータ化されていますが、電子化されたそれらの情報を人間が読める形にすることは容易ではあ



りません。

そのため、時には捜索差押えの現場に臨場し、その場でデータを押収したり、企業のシステム担当者から直接話を聞いたりするなど、事案の真相を解明するための様々な捜査支援を行っています。

さらに、最高検察庁等と協力して、様々な DF 研修を職員に対して企画・開催しており、検察庁の中での DF の普及にも取り組んでいます。

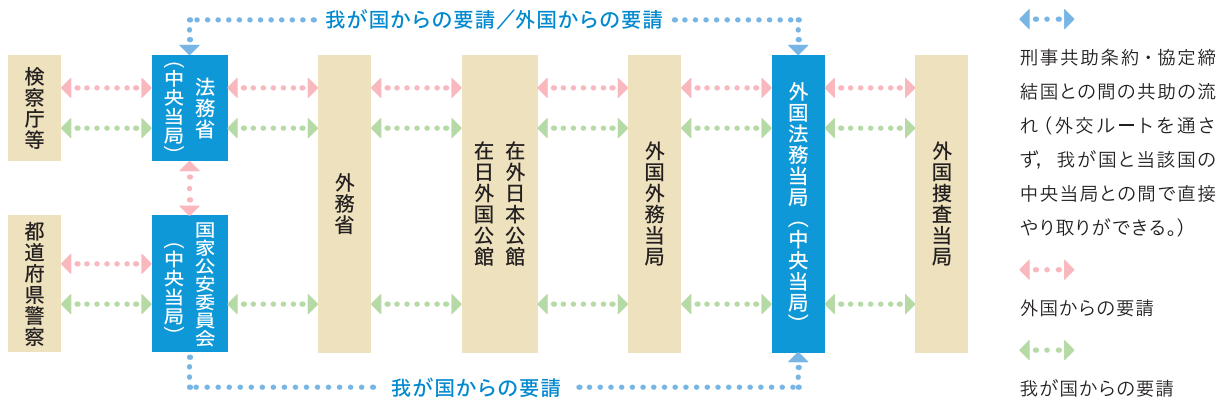
デジタル技術の進歩は早く、最新と呼ばれる技術もあっという間に古いものになってしまいます。DF センター職員それぞれが常に学ぶ姿勢を維持しつつ、関係機関とも協力して、時代の要請に即した捜査ができるよう、DF に関する情報の入手、活用方法の探求に努めています。

# 国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

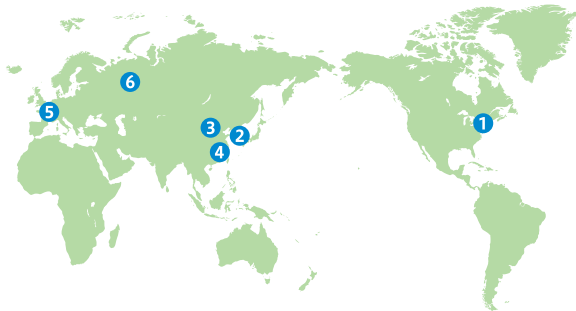
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

## 捜査共助の手続

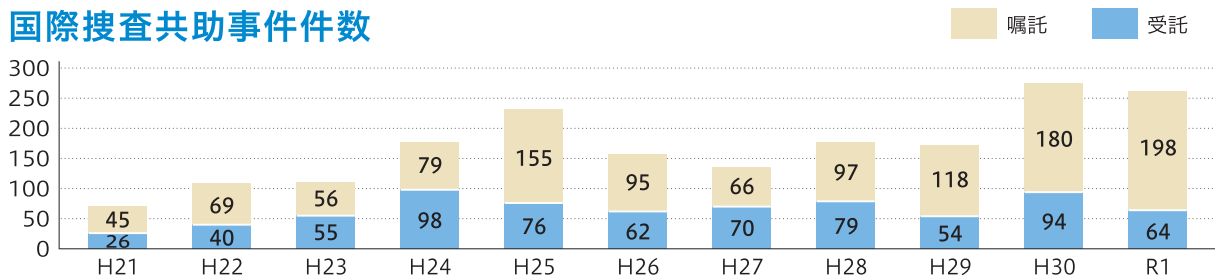


## 刑事共助条約・協定

- ① 日・米刑事共助条約 平成 18 年 7 月
- ② 日・韓刑事共助条約 平成 19 年 1 月
- ③ 日・中刑事共助条約 平成 20 年 11 月
- ④ 日・香港刑事共助協定 平成 21 年 9 月
- ⑤ 日・EU刑事共助協定 平成 23 年 1 月
- ⑥ 日・露刑事共助条約 平成 23 年 2 月



## 国際捜査共助事件件数



# ワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化（フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等）を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

## 育児と仕事

### 大阪地方検察庁刑事部（検事）

長男を出産し、約1年5か月間育児休業を取得した後（検察庁に勤務する夫も生後2か月から約半年間育児休業を取得。）、大阪地検刑事部に復帰し、殺人、強盗、詐欺、窃盗、児童虐待など多種多様な事件を担当しています。

長男を保育園に迎えに行くため早出勤務をしており、時間的制約がある中、育児と仕事を両立できているのは、育児と家事を分担してくれる夫の存在だけでなく、家庭の事情を理解し、いつでも事件の相談や決裁等してくださる上司、事件処理について共に考え、悩み、支えてくれる立会事務官、所属部の同僚のお陰です。

今後も子育てとの両立を図り、立会事務官と協力して事件の真相を解明し、それぞれの被疑者にとって適切な処分が何かを見極めながら、執務に励みたいと思います。



### 山形地方検察庁（検察事務官）

私は、検務部門に所属し、警察等から送致される事件の受理手続等の業務を行っています。

私は、長女（第一子）の誕生に伴い、育休取得したい旨を上司や同僚に相談したところ、快く取得の後押しをしていただき、1か月余りの育児休業を取得しました。

育休中は、ミルクをあげたり、夜泣きをあやしたり、ベビー用品の買出しなどに追われ、毎日があっという間に過ぎました。人生の中でこの時期にしかない妻子との貴重な時間を過ごせたことで、育児の大変さや喜びを実感し、家族の絆が強くなったと感じています。

仕事復帰後も、上司や同僚のサポートもあり、早出遅出勤務の活用や育児に関わる休暇等を取得するなどして積極的に家事や育児に関わり、慌ただしくも充実した日々を過ごしています。



## 仕事と趣味

### 名古屋地方検察庁（検察事務官）

検察庁は、部活動が盛んであり、私は、名古屋高等・地方検察庁野球部のマネージャーとして、選手のサポートのほか、時には練習に参加してとても気持ちのいい汗を流しています。

野球部は、春と秋の官公庁大会や夏の検察庁親善野球大会で好成績を挙げるために活動しており、大会では、その成果を存分に発揮するとともに、プレーを通じて他の検察庁職員との親睦も深めています。

また、仕事では、刑事部の立会事務官として、事件の真相解明にやりがいを感じながら、日々、検察官と二人



三脚で様々な事件の捜査に臨んでいます。

このように、平日は、事件の捜査を通じて社会正義の実現の一翼を担い、休日は、趣味の野球を目一杯楽しみながら、仕事にも活用できるネットワークを築くなど、仕事と趣味のバランスのとれた大変充実した毎日を送ることができています。

# 検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで事実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのどき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

# その他 Q & A

## 検察官・検察事務官の資格、採用について

**Q** 検察官になるための資格について教えてください。

**A** 検事になるための資格

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官（判事・判事補）
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあつて、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。

**副検事になるための資格**

検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

**Q** 検察事務官になるための資格について教えてください。

**A** 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格する必要があります。

**Q** 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

**A** 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院を修了していない場合には、受験すべき試験が加わります。

**Q** 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

**A** 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っていますので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁において取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

## 検察庁の広報について

**Q** 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

**A** 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。

主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っていますので、詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp/>

## 検察官のバッジについて

**Q** 検察官の付けているバッジには、どのような意味があるのでしょうか？

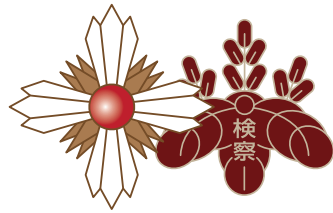
**A** 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検察官の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に降りる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



# 検察庁所在地一覧表

2020年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
福岡	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000	
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200	



**Public  
Prosecutors  
Office**

## ○取組内容③

## 広報活動の実施回数

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広報活動の実施回数（回）	1,029	1,121	1,104	1,231	1,105	252

## 令和2年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	139	5,732
講演会・説明会	46	1,189
模擬裁判	44	1,384
イベントの実施・参加	4	208
その他	19	425
合 計	252	8,938

## ・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

## ・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

## ・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

## ・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの